平成１９年第２回佐渡市議会定例会会議録（第１号）

平成１９年６月１２日（火曜日）

議　事　日　程　（第１号）

平成１９年６月１２日（火）午前１０時０３分開会・開議

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　会期の決定

第　３　諸般の報告

第　４　行政報告

第　５　議案第８４号から議案第１０５号

第　６　請願第１０号から請願第１３号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（５７名）

１番	松本展国君	２番	大石惣一郎君
３番	本間勘太郎君	４番	中村剛一君
５番	臼杵克身君	６番	島倉武昭君
７番	木村悟君	８番	欠員
９番	金田淳一君	１０番	臼木優君
１１番	山本伊之助君	１２番	浜田正敏君
１３番	廣瀬擁君	１４番	大谷清行君
１５番	小田純一君	１６番	末武栄子君
１７番	小杉邦男君	１８番	池田寅一君
１９番	大桃一浩君	２０番	中川隆一君
２１番	岩﨑隆寿君	２２番	高野庄嗣君
２３番	中村良夫君	２４番	石塚一雄君
２５番	若林直樹君	２６番	田中文夫君
２７番	金子健治君	２８番	村川四郎君
２９番	髙野正道君	３０番	名畑清一君
３１番	志和正敏君	３２番	金山教勇君
３３番	臼木善祥君	３４番	渡邉庚二君
３５番	佐藤孝君	３６番	金光英晴君
３７番	葛西博之君	３８番	猪股文彦君
３９番	川上龍一君	４０番	本間千佳子君

４１番	大場慶親	君	４２番	本間武雄	君
４３番	根岸勇雄	君	４４番	牧野秀夫	君
４５番	近藤和義	君	４６番	熊谷　実	君
４７番	本間勇作	君	４８番	祝　優雄	君
４９番	兵庫　稔	君	５０番	竹内道廣	君
５１番	岩野一則	君	５２番	渡部幹雄	君
５３番	浜口鶴蔵	君	５４番	大澤祐治郎	君
５５番	肥田利夫	君	５６番	加賀博昭	君
５７番	金子克己	君	５８番	梅澤雅廣	君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎	君	副市長	大竹幸一	君
副市長	親松東一	君	会計管理者	児玉　剛	君
総務部長	齋藤英夫	君	企画財政部長	荒　芳信	君
市民環境部長	粕谷達男	君	福祉保健部長	末武正義	君
産業観光部長	川島雄一郎	君	建設部長	佐藤一富	君
総務部副部長(総務課長)	佐々木正雄	君	企画財政部副部長(財政課長)	山本充彦	君
市民環境部副部長(市民課長)	金子信雄	君	福祉保健部副部長(社会福祉課長)	樋口賢二	君
産業観光部副部長(観光課長)	伊藤俊之	君	建設部副部長(建設課長)	渡辺正人	君
教育長	渡邉剛忠	君	教育次長	藤井武雄	君
選管・監査事務局長	菊地賢一	君	農業委員会事務局長	山本真澄	君
消防長	渡辺与四夫	君	防災管財課長	正司里志	君
工事管理課長	安藤理策	君	企画振興課長	金子　優	君
税務課長	早藤　良	君	環境課長	中川義彦	君
廃棄物対策課長	長坂和義	君	高齢福祉課長	夏井秀一	君
保健医療課長	鹿野義廣	君	農業振興課長	金子晴夫	君

農林政課長	綿貫　栄　君	商工課長	木下良則　君
水道課長	田畑孝雄　君	下水道課長	駒形準三　君
教育委員会学校教育課長	児玉　功　君		

事務局職員出席者

事務局長	山田富巳夫　君	事務局次長	池　昌映　君
議事係長	中川雅史　君	議事係	谷川直樹　君

午前１０時０３分　開会・開議

○議長（梅澤雅廣君）　ただいまの出席議員数は57名であります。定足数に達しておりますので、平成19年第２回佐渡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（梅澤雅廣君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、18番、池田寅一君及び38番、猪股文彦君を指名いたします。

日程第２　会期の決定

○議長（梅澤雅廣君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期及び日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

岩﨑議会運営委員長。

〔議会運営委員長　岩﨑隆寿君登壇〕

○議会運営委員長（岩﨑隆寿君）　おはようございます。今期定例会の会期日程についてご報告いたします。お手元に配付の６月定例市議会会期日程をごらんください。

本日６月12日、本会議。この後、議案の上程、提案理由の説明、議案質疑、議案等の委員会付託を行い、本会議終了後、議会報編集特別委員会を第３委員会室で、各派代表者会議を第２委員会室で開催します。

明日13日は、特別委員会です。

明後日14日木曜日から翌週の19日火曜日までの４日間が一般質問となります。質問者は16人です。

20日水曜日から22日金曜日の午前中までに委員会審査を終え、午後は各派代表者会議と行財政改革特別委員会の中間報告の配付とします。

25日は、午前10時から議員全員協議会、午後は各派代表者会議と各常任委員長報告書の配付となります。

そして、翌日26日火曜日が最終日となります。最終日の本会議は、午後２時の開会とします。

会期は15日間となります。

以上であります。

○議長（梅澤雅廣君）　ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり今期定例会の会期は、本日から６月26日までの15日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は15日間と決定いたしました。

日程第３　諸般の報告

○議長（梅澤雅廣君）　日程第３、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

日程第４　行政報告

○議長（梅澤雅廣君）　日程第４、行政報告並びにその他の報告事項について一括して市長から報告を求めます。

髙野市長。

〔市長　髙野宏一郎君登壇〕

○市長（髙野宏一郎君）　おはようございます。それでは、平成19年第２回市議会定例会に当たりまして、平成19年第１回市議会定例会以降の行政報告についてご報告申し上げます。

初めに、頑張る地方応援プログラムに係るプロジェクトについてご報告申し上げます。頑張る地方応援プログラムとは、やる気のある地方が独自の施策によって魅力ある地方に生まれ変わるよう前向きに取り組む自治体に対して、国が単年度3,000万を上限に３カ年間、特別交付税措置による支援を行うという内容です。佐渡市では、2015年ごろまでに小佐渡東部にトキを60羽定着させることを目標に、美しく、環境にやさしい島づくりプロジェクトを策定し、国に応募したところであります。美しい島づくりを目指し、市民共通の課題として、環境に配慮した活動に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、観光ルネサンス事業についてご報告申し上げます。国土交通省の補助事業である観光ルネサンス事業として、佐渡観光協会が申請していた自然と歴史の潮流まじわる賑わいの島づくり事業は、同省により補助対象として認定されました。この事業は、佐渡観光に関する課題の解消、新しい観光スタイルの提案、観光素材の新たな活用を目指す九つの事業で構成されておりますが、市といたしましても官民一体となり、この事業を推進すべきであるとの見地から、積極的な協力を行うこととしております。

次に、金・銀・銅サミットｉｎ佐渡についてご報告申し上げます。去る５月12日、アミューズメント佐渡を会場に、約1,200人を超える方々の参加のもと、盛大に開催されました。このサミットは、日本の代表的な３鉱山、石見銀山の大田市、別子銅山の新居浜市、佐渡金山の佐渡市の３市長が一堂に会し、鉱山遺跡を生かした地域づくりについて話し合うもので、昨年の大田市に続き、第２回目となります。基調講演では、泉田知事から、本物を守っていく心が芽生えれば世界遺産登録につながる、伝統に誇りを持ってもらえるよう県も協力するとのお話をいただき、またパネルディスカッションではそれぞれの立場で地域の財産である遺跡を生かした地域づくりの取り組み状況等についての意見交換も行われ、今後３市が力を合わせていくことを確認いたしました。佐渡金銀山遺跡の世界遺産登録に向けて、道のりはまだ険しいものがありますが、さらなる取り組みを進めていくため、意を新たにしたところであります。

次に、2007佐渡ロングライド210についてご報告申し上げます。去る５月20日、全国各地から４コースに2,117名の参加者を迎え、多くのボランティアのご協力のもとに開催されたところです。当日は、あいにくと小雨まじりの肌寒い天候でありましたが、新しい企画もあり、参加いただいた方々には佐渡の魅力を満喫いただけたのではないかと思っております。今大会の参加者は、昨年に比べて1,184人増と倍増い

たしました。とりわけ島外から2,000人の参加者がおられることから、佐渡の観光振興や交流人口の拡大につながるものと期待しているところでございます。

次に、国土交通大臣杯第20回全国・離島交流ゲートボール親善大会についてご報告申し上げます。去る６月１日から３日にかけて、両津野球場及び両津運動広場を会場に、島内13チームを含む96チーム、約550名の選手を迎え、盛大に開催されました。この大会は、佐渡では３回目となります。期間中には冬柴国土交通大臣も来島され、決勝戦の模様を観戦されたり、佐渡の太鼓、能の体験や佐渡空路、佐渡汽船の現状についても視察されました。大会に協賛いただいた企業、団体並びに大会運営にご協力いただいた多くの方々に心から御礼を申し上げます。また、交流の輪がますます広がることと期待しているところでございます。

次に、建設工事等の発注状況についてご報告申し上げます。平成18年度１年間の建設工事等の発注総数は、企業会計分も含めて1,206件、金額で124億7,345万円であります。内訳といたしましては、工事で898件、112億6,274万円、工事関連委託業務で308件、12億1,071万円となっております。また、平成19年度の状況でありますが、５月末現在の状況としましては、発注総数で115件、18億7,792万7,000円、内訳としましては工事78件、17億4,963万8,000円、工事関連委託業務37件、１億2,828万9,000円であります。

次に、火災の発生件数及び救急出場等につきまして、２月から５月末までの間の状況をご報告申し上げます。まず、火災発生件数ですが、２月、３月各５件、４月６件、５月５件の計21件であります。救急出場件数につきましては、２月が194件、３月240件、４月217件、５月241件の計892件、また救急出動件数は、２月２件、３月３件、４月４件、５月２件の計11件であります。

その他につきましてご説明します。報告第２号から報告第４号までの専決処分の報告につきましては、議会の委任事項であります損害賠償を専決いたしましたので、地方自治法第180条第２項の規定により、報告するものであります。

次に、報告第５号　平成18年度佐渡市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第６号　平成18年度佐渡市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第７号　平成18年度佐渡市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第８号　平成18年度佐渡市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第９号　平成18年度佐渡市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第10号　平成18年度佐渡市新畑野財産区特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第２項の規定により、それぞれ別紙のとおり報告するものであります。国の補正予算を受けての後期高齢者医療制度システム導入事業や用地交渉等の不測の日数を要した市道整備事業が主な繰り越し事業であります。

次に、報告第11号　平成18年度佐渡市水道事業会計予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第３項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

次に、報告第12号　平成18年度佐渡市簡易水道特別会計事故繰越し繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第150条第３項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

次に、報告第13号　平成18年度佐渡市一般会計継続費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第145条第１項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

次に、報告第14号　佐渡市土地開発公社の経営状況について、報告第15号　社団法人佐渡市真野自然活

用村公社の経営状況について、報告第16号　有限会社クリエイトはもちの経営状況について、報告第17号株式会社両津ＴＭＯの経営状況につきましては、地方自治法第243条の３第２項の規定により、当該法人の事業計画及び決算に関する書類を提出するものであります。

次に、報告第18号　市有地の土地信託事業における収支状況につきましては、市が中央三井信託銀行株式会社と土地信託契約をしている東京都新宿区早稲田の土地に係る信託について、地方自治法第243条の３第３項の規定により、当該信託の事業の計画及び実績に関する書類を提出するものであります。

以上で行政報告並びにその他の報告事件についての説明を終わります。

○議長（梅澤雅廣君）　ただいまの市長の報告のうち、報告第２号から報告第18号に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

日程第５　議案第８４号から議案第１０５号

○議長（梅澤雅廣君）　日程第５、議案第84号から議案第105号までを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

髙野市長。

〔市長　髙野宏一郎君登壇〕

○市長（髙野宏一郎君）　それでは、議案第84号から議案第105号までを上程いたしますが、その内容についてご説明いたします。

議案第84号　専決処分の承認を求めることについて（平成18年度佐渡市一般会計補正予算（第７号）について）。本案は、歳入において、地方譲与税、利子割交付金等各種交付金及び地方交付税の確定に伴う増減並びに財政調整基金繰入金へ戻し入れするなどをするものであります。また、歳出においては、将来の市債償還財源を確保するために減債基金へ積み立てをするもので、既定の予算に歳入歳出それぞれ4,329万5,000円を追加し、予算総額を454億7,531万7,000円とする予算の補正を行ったもので、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により報告し、ご承認を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第85号　専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、平成19年度の「地方税法の一部を改正する法律」が去る３月30日に法律第４号で公布されたことに伴い、佐渡市税条例の一部を改正し、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分をいたしたものであります。今回の改正は、最近における社会経済情勢等を踏まえ、上場株式等の配当、譲渡益に係る軽減税率の適用期限の延長、住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置の創設等、適切な措置を講ずるためのものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第86号　専決処分の承認を求めることについて（平成19年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第１号）について）。本案は、平成18年度の老人保健特別会計において、当該年度分の国庫負担金の追加交付申請額に対して、年度内交付額が66％に減額され、歳入に不足を生じたことにより、平成19年度予算からの繰り上げ充用を行う必要があるため、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分したものであ

ります。なお、残額につきましては、平成19年度において過年度分として交付される予定であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第87号　公益法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、公益法人等に対し、佐渡市職員を派遣するため、職員を派遣できる団体として、社団法人佐渡観光協会を新たに追加するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第88号　佐渡市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、両津し尿処理センターを平成19年度及び平成20年度の２カ年間で解体撤去することに伴い、当該施設を廃止することとし、佐渡市廃棄物処理施設条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第89号　佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成19年７月に竣工し、９月に開所予定である真野地区西三川地内に建設中の複合福祉施設の一部であるデイサービスセンターを新たに条例に追加し、あわせて条例の内容を直営及び指定管理者制度により管理のどちらにも対応できるように条例の改正をお願いするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第90号　佐渡市保育園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成19年７月に竣工し、９月開所予定である真野地区西三川地内に建設中の複合福祉施設の一部に真野第２保育園が移転することに伴い、保育園の位置が変更となるため、佐渡市保育園条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第91号　佐渡市予防接種実費徴収条例を廃止する条例の制定について。本案は、市で予防接種を実施したときに実費徴収について規定した本条例について、その内容を見直したところ、予防接種法に実費徴収ができる規定があることから、条例規定に基づくことなく、要綱で足りるものであるため、本条例を廃止し、今後は実施要綱に基づき、医療機関との委託契約で事業を行うこととするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第92号　国仲学校給食センター建設（建築）工事請負契約の締結について。本案は、国仲学校給食センター建設（建築）工事について、平成19年５月29日に入札を執行し、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低の価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第93号　真野小学校校舎改築（建築）工事請負契約の締結について。本案は、真野小学校校舎改築（建築）工事について、平成19年５月29日に入札を執行し、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低の価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第94号から議案第96号までは関連した議案でありますので、一括してご説明させていただきます。議案第94号　佐渡市消防本部新庁舎建設（建築）工事請負契約の締結について、議案第95号　佐渡市消防本部新庁舎建設（電気設備）工事請負契約の締結について、議案第96号　佐渡市消防本部新庁舎建設（機

械設備）工事請負契約の締結について、以上３議案は佐渡市消防本部新庁舎の建築工事、電気設備工事、機械設備工事について、平成19年５月29日に入札を執行し、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低の価格者とそれぞれ請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第97号　高機能消防指令センター総合整備事業に係る離島型通信指令装置購入契約の締結について。本案は、佐渡市消防本部新庁舎内に設置する離島型通信指令装置の購入について、平成19年５月29日に見積もりを執行し、契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第98号　損害賠償の額を定めることについて。本案は、平成19年１月５日、佐渡市千種地内の交差点において発生した公用車と相手方の車両との自動車事故について、損害を与えた相手側に対する賠償額を定めるため、地方自治法第96条第１項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第99号　損害賠償の額を定めることについて。本案は、平成18年10月17日、佐渡市両津病院において発生した医療事件に関し、相手方との間に提案の損害賠償金を支払うことで示談をしたいので、佐渡市病院事業の設置等に関する条例第６条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第100号　字の変更について（国府川右岸地区）。本案は、新潟県が佐渡市内において土地改良事業により施行した県営圃場整備事業（担い手育成型）国府川右岸地区の工事が完了し、第２換地区の換地を行いたいので、地方自治法第260条第１項の規定により字の区域を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第101号及び議案第102号は関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第101号　新たに生じた土地の確認について（羽茂亀脇地内）、議案第102号　字の変更について（羽茂亀脇地内）、以上２議案は佐渡市が亀脇漁港内において漁港漁村総合整備事業により施行した漁業施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得たので、地方自治法第９条の５第１項の規定により新たに生じた土地の確認並びに地方自治法第260条第１項の規定による字の区域の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第103号　公有水面埋立てに係る意見について。本案は、新潟県が実施する県営離島街路事業（一種改築・地域連携）により漁港施設用地、海岸保全施設用地及び道路用地を造成するため公有水面埋め立てを行うものであり、公有水面埋立法第３条第４項の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第104号　平成19年度佐渡市一般会計補正予算（第１号）について。本予算は、既定の予算に歳入歳出それぞれ6,910万1,000円を追加し、予算総額を453億4,910万1,000円とするものであります。主な内容について申し上げますと、西三川地区で複合福祉施設管理運営経費に1,306万円を予算計上するものであります。このほか、総務費ではコミュニティ助成事業としてお祭り用品等を整備する団体への補助金に

1,170万円を、衛生費では南部地域医療体制支援のために羽茂病院への助成金として2,282万3,000円をそれぞれ予算計上するものであります。その充当財源といたしましては、地方交付税が4,437万8,000円の増、諸収入が1,436万2,000円の増、使用料及び手数料が976万5,000円の増となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第105号　平成19年度佐渡市病院事業会計補正予算（第１号）について。本予算案は、収益的収入の累計予算額を27億6,522万8,000円とし、収益的支出の累計予算額を32億1,613万7,000円とするものであります。内容としましては、医療紛争示談に伴う賠償保険収入並びに賠償金支払い額1,300万円の補正であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君）　これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第84号　専決処分の承認を求めることについて（平成18年度佐渡市一般会計補正予算（第７号）について）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　質疑なしと認めます。

議案第84号についての質疑を終結いたします。

議案第85号　専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　質疑なしと認めます。

議案第85号についての質疑を終結いたします。

議案第86号　専決処分の承認を求めることについて（平成19年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第１号）について）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　質疑なしと認めます。

議案第86号についての質疑を終結いたします。

議案第87号　公益法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君）　この際聞いておきたいのですが、観光協会になぜ職員を派遣しなければならないか。例えば県の場合ですと、民間からまたそういうふうな逆に県に来てもらって、観光対策をとっているというふうなことなのですが、なぜここで佐渡観光協会に出向しなければならないか。

それと、もう一つ、この資料を見ますと、財団法人赤泊振興公社に職員を派遣していると。市からこういうところへ、社会福祉協議会等へ派遣する場合の基準というものがあるのかどうなのか、その辺を含めて説明願いたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君）　答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君）　お答えをいたします。

今ほどのご質問では、なぜその必要性があるのかということでありますが、このことにつきましては今佐渡市の条例では公益法人等へ職員を派遣することができるということで、関係する法人が今回観光協会が社団法人化された、民法に基づく法人化になったということでありまして、そのことについて道を開いたということでありまして、実際その必要性があるのかどうかについては、この後事業の内容、必要性等について判断をさせていただきたいというふうに思います。

それから、今現在二つの法人ができる規定という中で規定をされておるわけでありますが、そのことにつきましても今現在派遣をしておるということはございません。今後もしそういった必要性がある場合については検討していきたいということでありまして、具体的な基準というものについては今現在定めておりません。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君）　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　質疑なしと認めます。

議案第87号についての質疑を終結いたします。

議案第88号　佐渡市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君）　それでは、お願いをいたします。

両津にある処理施設の破棄をうたっておるわけでありますが、これが破棄されたら、私が推測するように、八幡に新築をするものにこのキャパといいますか、容量は合築されるという解釈でよろしいのか、それをまず第１点、教えてください。

○議長（梅澤雅廣君）　答弁を許します。

粕谷部長。

○市民環境部長（粕谷達男君）　お答え申し上げます。

現在八幡の方には20キロと30キロの２基の50キロのものがございます。その中で、現在の処理量というのは全体で58キロという形で進んでおりまして、それ全体としては現在飲み込めないという状況の中で、国府川流域下水道の方のつなぎ込みに今15キロお願いしておるということでございますので、そういったものをトータルとして、この後あわせて考えていきたい、そのように考えております。

○議長（梅澤雅廣君）　大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君）　そうしますと、かねてから私どもがそのことについて、私だけでしょうか、異議を申し上げたいと思っておったのですが、いずれ八幡の施設そのものが老朽化しておると、そしてなおかつキャパが足りないと、そんなことをあわせて、あそこに30キロ余りのキャパのある新設処理場をつくりたいというような話をかねてから聞いておったのですが、それと今のこの件については全く関係ありませんか。

○議長（梅澤雅廣君）　粕谷市民環境部長。

○市民環境部長（粕谷達男君）　お答え申し上げます。

基本的には実は今回の両津のし尿処理につきましては、実は国府川の方で一括処理もしましょうということで、実は全体量としてはキャパはちょっとオーバーしておる状況でございますが、今回のものについてはあくまでも使用を廃止しました両津を取り壊しということで今回条例改正をしておるものでございまして、この後のし尿施設の建設関係につきましては、下水道関係のつなぎ込みの状況、あるいは先ほど申し上げましたような国府川の流域との関連、そういったものを含めて、最終的にはし尿処理施設というのを検討していきたい、こういうことでございます。

○議長（梅澤雅廣君）　大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君）　この廃棄に対しての理解はしておるつもりでありますが、既成事実をつくって、あるものはいつまでもあそこに置くわけにもいかぬから、解体をすると、それは理解します。そういった既成事実を埋めながら、八幡に新しいものを当然つくらなければならぬという執行部のお考えだと、私はこうにらんでおるのですが、やることに関しては皆さんの、市長は執行権の範囲の中でそういうご提案をなさってくるのであろうかと、こう思いますが、部長にも市長にもとりたててお願いをしておきたいのは、地先の受け入れ方の要するに了解というようなものを事前にとっておきながら事業を進めていっていただきたい。抜き打ちで、もう帰るところがないのだから、退路はないのだから、そこに新しいものをつくらなければならぬというような方法でやられると、私これ大変なことになろうかと、こう思うのです。したがって、当然新しいキャパを持った、そういう処理能力のあるものを次に来るのだと思っておりますが、これに対して、今のこの条例に対しては、廃止に対してはちょっとこじつけになりますけれども、事前に地域の皆さんにそういった予知をしておいていただきたい。そうしないと、何でも、かつてあったから、あれは要らぬものはすべて佐和田へやれと、こういうことにつながる、今まで従来の方法でありましたので、厳しく私は警告をしておきたいと思うのですが、この処理施設に対しての了解はいたしました。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君）　加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君）　この問題については、議論することはないのですが、答弁をもうちょっと正確にしたらいいと思うのです。このし尿処理場の廃止というのは、事実上はかなり前にやられておるので、今度は解体をして、なくすというものであると。したがって、ここで処理していたかつてのし尿処理というのは、既に流域下水道、流域下水を含めて当時既にこれは議論をされて、なった、議論が終わっておる部分なのだということを明確にしておかないと、これはいかぬと思うのです。もちろん今大澤君が言った八幡地内にあるものも、これは使用を耐えられなくなったときは、これは廃止をすると。それがどこへ行くかということは、また別途考えるべきことだろうと思うのです。したがって、大澤君の質問というのは、旧町村別でいうと佐和田以外のところを廃止して、そしてみんな佐和田のあそこへ来るのではないかということを心配して、質問しておるので、この廃止に至る経過をもうちょっと正確に説明しておいた方がいいのではないか、こう思うのです。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君）　答弁を許します。

粕谷市民環境部長。

○市民環境部長（粕谷達男君）　お答え申し上げます。

今加賀議員からご指摘の部分でございますが、これにつきましては私ども佐渡市に合併する前の段階で、前の佐渡広域市町村圏組合の段階での関係市町村の協議の中であった経過でございますが、一つには最終処分場、いわゆる最終処分場の建設場所、それからもう一カ所にはメルティングセンター、いわゆる灰溶融固形化施設の建設場所、それとし尿、両津のものを国府川の方で、国仲のし尿処理センターで処理するという通常当時３点セットという名で言われたわけでございますが、それぞれ旧佐和田町、それから最終処分場が真野町、それからし尿処理が佐和田町、メルティングセンターが旧両津市、こちらでそれぞれの施設を持って、処理していこうという、こういう合意がございました。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君）　加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君）　今の説明が正しいのだよね。かつての広域圏のときに３点セットごみ処理と、廃棄物処理というのを当時の規約に載せて処理した後の後始末が今度の条例であると、条例廃止であると、こういうふうに今粕谷部長が改めて３点セットの経緯に触れて答弁をされたが、そういうふうに答弁をしていただくと、当時の広域圏等のことがよくわからない人にもよくわかって、今度の廃棄処分というのが条例上の抹消、それがよくわかると思うので、今後もひとつそういうふうな問題、このように歴史的な問題については今のような答弁でお話をしていただけるとよくわかると、よくわかりました、こういうことです。

○議長（梅澤雅廣君）　ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　質疑なしと認めます。

議案第88号についての質疑を終結いたします。

議案第89号　佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君）　かつて市長に、真野町は７億の税収しかないのに、あなた３年間で60億の事業をやろうとしておるが、こういう公平を欠くようなばかな予算運営はやるべきではないという苦言を呈した記憶があります。そして、新市特別委員会で近藤委員長だったかと思うのですが、折にも現地を見て、現地そのものは適当ではないと、立地的にも好ましい状況下にはないというような意見も交換した記憶がありますが、にもかかわらず市長は着々と我が意を得たりで真野町に我々の諫止を振り切ってデイサービスセンターをつくった。いわゆるつくったということは、これは執行権で多数決でやったのだと言えばそれまでですが、多くの批判の意見があった。その中で、今日こういう格好でいよいよ運用についての規則をうたった条例制定が出てきております。その中で、私が特に実は申し上げたいのは、この建築費そのものが幾らかかったのか、そしてどこへ落札したのか、落札率はいかようであったのかというようなことをあわせて教えていただきたいのと、問題はあそこへ行く道路が冬期間ではとても普通の４駆で上がれないような道路を持っておったと。そのときに、よく振るっておった回答は、そんなものは金を使って迂回道路をつくれば簡単なのだというお答えであったかと、こう思うのですが、百年の河清を待って道路一つつくってもらえない。私は、四十八ヶ所線を切々と訴えてきましたけれども、そういったことはまさに眼中に

なく、一蹴された記憶がありますが、今のこのデイサービスセンター、これ聞くところによると民間がホテルニュー佐渡ですか、真野をそういった老健施設につくりかえたいというようなニュースも聞いておるのですが、とうとうここまでやり切ってしまったのですから、今さら言ってもしようがありませんけれども、まず先に申し上げたとおり、どこが落札をして、落札率幾らで、そして本日提案のとおりの建物が粛々と建築しつつあるということかと思うのですが、まずそこから教えていただきたいと、こう思います。

○議長（梅澤雅廣君）　末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君）　お答えいたします。

大変申しわけございませんが、工事関係の資料、現在手元にありません。後ほどご報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君）　大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君）　部長に後ほどご報告しますと言われると、あとは何も聞くことができなくなってしまいますが、この建物の実行予算と、あるいはどこへ落ちたかというぐらいのことは記憶でわかるのではなかろうかと、こう思うのですが、いかがですか。部長がわからなかったら、これは地元ですから、提案者の市長はどうですか。市長もわかりませんか。とにかく時間に限りがありますので、こういうことを提案してくるには、私のような少しへそ曲がりのがおるという覚悟して、こうやって出てこないと、こういう話は必ず私は出てくると思うのです。聞かれると、おまえ、知っておって聞くのではないか、それはだめだということは、それは言えないわけでありますから、私は努めてあの土地はあんな急な、あんないわゆるへんぴなところにそんなものをつくって、どの人たちがあれを利用するのかということもかつて聞いたことはあるのです。あるのですが、理事者千人力というまさに市長の力の見せどころで、西三川のこのセンターは私はできたと言っても過言ではないと思うのです。ですから、特に努めてこれがどういう運びでどうなって、何％の落札率で、どこの業者がこれを落札しておるのかと、こういうことを聞いたら、打てば響くように返ってこなければまずいのではないですか。

○議長（梅澤雅廣君）　暫時休憩いたします。

午前１０時５６分　休憩

午前１１時０１分　再開

○議長（梅澤雅廣君）　再開いたします。

答弁を許します。

夏井高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（夏井秀一君）　お答えいたします。

落札業者ということでございますが、建築につきましては真野建設・仙土木材ＪＶということで、落札額は9,450万、落札率で97.7％ということでございます。電気につきましては金井電設ということで、落札額は3,045万、率で97％、それから機械につきましては新潟企業、落札額が6,195万、落札率で97.1％ということになっております。

○議長（梅澤雅廣君）　大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君）　手間をとらせましたが、ここまで実は運用、法律まで決めるところまで来ておる

のですから、私のようなこんな愚問が出たら、ぽおんと答えていただくというようなことをやっていただかないと困ります。議長の計らいで、きょうはここでやってもらいましたけれども、後ほどと、こう言われると、これで終わってしまうのです。ですから、せっかくのあれでありますので、教えていただきたいと、こう思って、お尋ねをいたしました。

それに附帯する道路は、ではどうなっておりますか。道路は、もう当然でき上がっておるのですか。道路も幅員幾ら、道路予算幾ら、ちょっと教えてください。

○議長（梅澤雅廣君）　佐藤部長。

○建設部長（佐藤一富君）　お答えいたします。

この道路につきましては、19年度に測量試験費並びに用地買収を計上して、予算額で約6,000万の事業費を持って、今取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君）　加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君）　大体わかってはおるのですが、ここにデイサービス設置、管理に関する条例の一部改正の新旧対照表を見てまいりますと、古い条例には指定管理者による管理ということが明示されておるのですが、今度新しくこれを削除したのですが、削除したにはそれなりの理由があるのだろうと思うのです。せっかくの条例改正でございますので、どういう理由でこれを削除したかと。私は、余り指定管理者、指定管理者、官から民、官から民と言っておるけれども、民も最近はただいま新聞紙上をにぎわしているように、民、必ずしも立派とは言いがたいのです。民にやったためにとんでもないことになって、日本じゅう大騒ぎをしておるという、行政が使っておるものを指定管理に出すというのはまた違った意味があるのですけれども、しかしせっかく条例上あったものを削るわけですから、それなりの説明をしていただきたいなと、こう思うのです。

○議長（梅澤雅廣君）　末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君）　お答えいたします。

指定管理者制度、文言は削除でございますが、先ほど市長がご説明しましたように、直営と指定管理制度ができるように条例を対応している。当面西三川デイサービスセンターにつきましては直営で出発をさせるという考え方で、今回ご提案したわけでございます。

○議長（梅澤雅廣君）　加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君）　わかっておるのですが、つまり私は４条、５条の指定管理者を今度の新しいところからは削除をしたということの意味を聞いておるわけです。内容を聞いておるわけです。後いくとあるのです、やっぱり。後ろへいって出てくるのですけれども、９条いって、指定管理者による管理というのはあるのです。なぜそうしたかということを聞いておる。

○議長（梅澤雅廣君）　末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君）　お答えいたします。

将来、ご承知のように保育園と合築でございますので、一緒にあわせて指定管理に出したいという計画があるものですから、このようにさせていただいたわけでございます。

○議長（梅澤雅廣君）　加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君）　これ保育所とくっついておるデイサービスだよね。だから、それだけ、デイサービスだけを指定管理に出すというわけにはいかぬ事情があるということ、今の説明でいいのです。これは、先にその説明をしていただくと、よくわかるので、そういう説明の仕方をしてください。これは、恐らくやがて、これも余り気に食わぬけれども、保育園を指定管理に出すなどということが具体的になったときはこれがセットで動くと。しかし、今はその状況には、そういう整備が成熟していないから、現在の指定管理の部分を外したと。つまり保育所と一緒だから、できなかったというふうに私は理解をするが、それでよろしいですね。

○議長（梅澤雅廣君）　末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君）　説明が不十分で申しわけありませんが、そのとおりでございます。

○議長（梅澤雅廣君）　ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　質疑なしと認めます。

議案第89号についての質疑を終結いたします。

議案第90号　佐渡市保育園条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君）　89号で聞き落としてしまったものですから、こじつけでお許しをいただきたいのですが、保育園、デイサービスセンターと合築だと理解するわけですが、この保育園児がここへ、西三川方面含めてどのぐらい通園をできて、そして通園には当然足が必要なわけだと思いますが、通園バスの確保は問題ないかと思うのですが、その点と、こじつけと言ったのは、この一連の建築状況、入札からすべて眺めてきてみますと、これすべて、どこか両津の方からご示唆がありましたけれども、95％以上のまさに公取が言う、これは談合入札だと言われてもしようがないような数字、しかも市長のおひざ元、そういうことを含めると、やっぱり非常に疑念を持たざるを得ない。この後のときにまたお聞きしますけれども、50％というような、無理をして、無理をして、落札をしておるような経緯もある入札もこの後出てきます。私は何を言いたいかというと、限られた公共事業、皆さんが仕事をとりたいということはやまやまなのですが、こういった95％以上の落札価格が出てくる経緯、これは個人が書くのだから、わからぬと言えばそれまでですが、慎重審議に入札をきっちり見定めたと、その結果こういう数字だということを言わざるを得ないと思うのですが、実際に余り感心した数字ではありません。これについて入札担当した所管、一言感想を述べてください。

○議長（梅澤雅廣君）　末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君）　お答えいたします。

前段の定員等についてでございますが、定員は20名となっております。現在18名通園されております。

それから、通園関係の手当てとか、そういうものでございますが、現在に変わりなく進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（梅澤雅廣君）　荒企画財政部長。

○企画財政部長（荒　芳信君）　お答えいたします。

落札でしてありますので、各業者が実施できる額で入札した結果だというふうに受けとめております。

○議長（梅澤雅廣君）　大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君）　これは、官が極端に口を挟むということは慎むべきでありますけれども、こういう何度やっても、電気施設からいろんな施設を見てきても、みんな95％以上、こういう入札が出るときには、皆さんの方でやっぱりそれなりの反省を踏まえた私は指導というものも必要なのではないかなと、こう思います。これだれが見たって談合です。談合だと思います。それは、客観的な状況で判断しておって、言っておるわけですから、やっぱりそのぐらいの厳しさを所管は持っていただかぬと、今後大変なことになりますし、それからジョイントベンチャーを組んでやった。そして、入る子供さんは合築施設で20名、現在は18名だと。この将来の推移はどうですか。推移を含めて、どうでも言うならばここに、しかもああいう難儀なへんぴなところに保育園をつくらなければならなかったのかどうか。

それから、今言う施設はもうできてしまったのだから、言ったってしようがありません。市長の執行権ですから。しかし、余りにも強引過ぎるような気がいたしてなりませんが、そのことについてお答えをいただきたい。

○議長（梅澤雅廣君）　末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君）　お答えいたします。

地域の方とのお話し合いの中では、最近ご結婚されたカップルもたくさん多くおると聞いておりますし、ほぼ現在ぐらいの充足率でしばらくは維持されるのではないかと思っております。

○議長（梅澤雅廣君）　ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　質疑なしと認めます。

議案第90号についての質疑を終結いたします。

議案第91号　佐渡市予防接種実費徴収条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　質疑なしと認めます。

議案第91号についての質疑を終結いたします。

議案第92号　国仲学校給食センター建設（建築）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

中村良夫君。

○23番（中村良夫君）　議案の第92号ですか、国仲の学校給食センター建設工事請負契約の締結についてですが、先ほども提案の中にありましたけれども、５月の29日、市長の執行権で入札、仮契約となったわけですけれども、そして今回の議案は仮契約を認めるかどうか、本契約の議案ということですけれども、巨大な大型給食センター建設に対して、住民、保護者へ説明会をされてきたと聞いていますけれども、実際あなたたちは、あなたたちの理解は、佐渡市の理解は、住民、保護者から十分理解していただいたと理解されているのかどうか。この議案に対して重要な一つでありますので、答弁をいただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君）　児玉学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（児玉　功君）　関係の保護者、それに地域の方々に昨年の７月、それに本年の２月、それと同じく本年の５月等を使いまして、説明会を十分説明してきたところです。

○議長（梅澤雅廣君）　中村良夫君。

○23番（中村良夫君）　それで、２回目ですけれども、議案の関係資料集の19ページ、下の方を見ていただきたいと思うのですけれども、実施設計委託業者、株式会社基設計、この業者を選ばれた経緯というか、日時、契約の金額など答弁を求めたいと思います。

そして、前も同僚議員から質疑がありましたけれども、入札公表兼というのですか、結果調書をやはり資料として私載せるべきだと思いますけれども、そこをお伺いしたい。

もう一点は、これ全国的に見ても、大型給食センターのセンター方式より、自校方式の方が地産地消や食育が進められていると言われていますけれども、佐渡市は地産地消や食育の具体的に計画はどのようにあるのかどうか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君）　安藤工事管理課長。

○工事管理課長（安藤理策君）　お答えいたします。

国仲学校給食センターの建設工事、設計業務委託は18年の８月22日に入札でありまして、入札参加業者は基設計を含む14業者でございます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君）　児玉学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（児玉　功君）　地産地消についてのどのように取り組むかということですけれども、それについては生産グループに情報提供し、そしてその生育状況を報告していただく中でそれをメニューに反映して、地産地消率を上げていくというような取り組みをしていきたいと思っております。

○議長（梅澤雅廣君）　中村君に申し上げます。

議案第92号、学校給食センターの建設の請負工事について、そこに絞っての質疑に、範囲を広げないように質疑をお願いしたいと思います。

中村良夫君。

○23番（中村良夫君）　この議案に対しては、具体的に私も一般質問で取り上げたいと思うのですけれども、これはあくまでも質疑ですので、私の考えだとか、それは私は述べることはできませんので、せめて議案に対しての背景となるものが、私、建設文教常任委員会に入っていないもので、ここでお聞きしたい範囲で質疑しているので、できたら答弁いただきたいと思って、質疑しているわけですけれども……

○議長（梅澤雅廣君）　どうぞ３回目やってください。

○23番（中村良夫君）　それで、佐渡市は、今学校教育課長答弁いただいたのですけれども、地産地消という課は、担当課は農林水産課ではなくて、これ商工課がやっているというおかしな佐渡市の部なのですけれども、そういう意味で私聞いたわけです。これ最後でやめますけれども、一般質問で答えていただければ、そこでもう結構ですけれども、センター方式と自校方式のそれぞれの長所、短所があるはずだと思うのですけれども、佐渡市はどのように考えているのでしょうか。最後ですから、これやめます。

○議長（梅澤雅廣君）　中村君に申し上げます。

一般質問、あなた言っていますから、一般質問でされて、答弁を求めてください。答弁をするはずでありますので、ご了解願います。

加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君）　ちょっと申し上げにくいけれども、申し上げますが、議員の質疑というのはかなり

幅広く認められておりますけれども、今回の提案されておるものは入札執行したものの承認でございますので、予算が上程されておるときのような質疑はできないわけであります。例えば地産地消がどうだとかというようなことは、そういうことではないのです。これは、議員の質が問われるので、かなり先ほど大澤大先輩も少し幅を広げますがといって断りながら、ちょっと逸脱ぎみの足を出す質問やっております。なかなかうまい聞き方しておるなと、このあたりが私は限界だと。

そこで、私が聞きたいのは、資料の中にもございますが、この入札を執行して、そして予算との関係ではどのくらいに落ちついたのか。それは、落札率といいますか、それは一体どのくらいでおさまったというふうに考えておるのか。計算すれば出るかもわかりませんが、念のためにお聞きしておきます。

○議長（梅澤雅廣君）　荒企画財政部長。

○企画財政部長（荒　芳信君）　お答えします。

国仲学校給食センター建設の入札率ですが、96.62％ということです。

〔「本当にそうか。違うだろう」と呼ぶ者あり〕

○企画財政部長（荒　芳信君）　失礼しました。

建築の方が96.42％、それから電気設備が84.80、機械設備が94.55％。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君）　加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君）　分離発注をしておるから、今言うように建築、電気、機械と、こうなっておるわけです。それが予算、約８億何がしというのとの比較でどのぐらいの比率になっておるのかということを聞いておるので、資料の方に出しておいてくれれば、私がこんなくだらぬことを聞かぬでもいいのです。だから、そこのところをばしっと答弁してください。予算には機械、電気というようなものを分離して説明してはいないわけです。今度入札に付して、初めてそれが出てきたわけですから、それは答弁を願いたいと、こういうことです。

○議長（梅澤雅廣君）　児玉学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（児玉　功君）　お答えいたします。

85.99％でございます。

○議長（梅澤雅廣君）　大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君）　ちょっと中身に踏み込みますが、私ども佐和田で1,000食の給食センターやりました。その経験上、建物と電気施設というようなものを分離発注というような格好でお願いをしましたですが、これは専門業者が当然やるということになっておるわけですけれども、分離発注のこれを受け取った、落札した業者は何という業者ですか。

〔「資料に出ておる」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　児玉課長。

○教育委員会学校教育課長（児玉　功君）　お答えいたします。

建築工事でございますけれども、株式会社中村工業、電気設備工事でございますけれども、株式会社新日興業、機械設備工事でございますけれども、近藤・中川経常共同企業体。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君）　大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君）　立派な資料をご配付いただいておって、失礼いたしました。

そこで、これいわゆる自校方式といわゆるこういったオール電化との違いの最たるものは、電気で要するにすべてを行うという中で、非常に佐和田なんかを見ておると、メンテナンスにたびたびいわゆる電気施工者が呼ばれたり上がったりというようなことがあるわけですが、これになぜ言うならば島外の専門業者がここに、１件ありますか。これは実施設計のあれですか。入ってこなかったのか。それが必ずしも私は入ったことがベターだということを言うわけではありませんが、当時これを落札して、設計過程に入ると、ほとんどいわゆる県内の電気の雄の東北電力の子会社がすべて検査からチェックをするのだというようなことを言って、佐和田町のときには入札にも、当て馬として入ったのでしょうけれども、入っておりましたが、今回はそういったものにまさに力をかりなくても、島内業者の能力あるいは成長度を見て、十分だというような判断で入札に呼ばなかったということになるのか。いわゆる一般入札ですから、応札してこなかったと、こういう解釈になるのか、そこら辺は気がついたことあったらお願いをいたしたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君）　答弁を許します。

荒部長。

○企画財政部長（荒　芳信君）　お答えします。

資料20ページ、21ページ等もそれぞれ入札の参加した業者の金額等もみんな載っておりますので、それをごらんいただきますと、大分おわかりになるかと思うのですが。よろしくお願いします。

○議長（梅澤雅廣君）　大澤祐治郎君の３回目の質疑を許します。

○54番（大澤祐治郎君）　大体私が勉強不足で、全然読んできておらせぬものだから、そういった恥をさらしたわけですけれども、今までのそういう長い経験の中で、こういう人たちが結局とっても、ユアテックあるいは東北電力のもう一つの何とかというのがあったような気がしたのですが、ところからいろいろご指導いただくというようなことになっておるようですが、その予算額がそういった意味で落札者が窮屈な思いをして、そして見切り発車というようなことは、その状況下からして考え及ぶというようなことになるのではないかと、私はこう思っておるのですが、というのは最後にはおれのところへ来るのだから、おまえ出て、おれも入るけれども、入札はとりなさいよというような、今までそういう傾向が見えたものですから、お聞きしますのですが、ユアテックが落札に至らなかった状況を考えると、新日興業が何が何でもとりたくて、頑張ってとったのだなという結果はわかりますが、そういった意味での注意喚起というものはやっぱり絶えず気配りをしていただきたいと、こういう要望になりますが、質疑にもほど遠くなりますが、そういったことはお願いをしておきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（梅澤雅廣君）　荒部長。

○企画財政部長（荒　芳信君）　今お聞きしたことは、十分生かされるようにしておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（梅澤雅廣君）　竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君）　今や世間では95％以上の落札をやったものは、これは談合だと。そうでなければ、そんなところで落ちるわけないのだと、競争すれば必ず95より下がると。極端な例は91以上だと、こう言

っておる。しかし、こういう中で、私はそのことをとやかく言うのではないが、率を示すと、率が非常に大事になってきておる。この説明書の中にぜひ率を明示してくれる、これから後は。我々がわかりやすいように。トータルでまた次に後ろへいって、入札総体として何％でこの工事は落札したかというものを示してほしい。その方が見やすいから。ぜひそういう形でひとつ統一してほしいということ。

もう一つは、ここに電気工事がある。この電気工事の中のダイミョウというのだか、ダイメイというのだか、この業者が83でくぐり抜けておるな。無効となってしまっておる。業者は、これでやれるのだと、こう言っておる。しかし、あなた方が歩切りの線引きをしたために、これはくぐり抜けた。あなた方が落札したのは恐らく84でしょう、これ。落札業者。84だな、数値は。84.幾ら。83で入れた人は、これ無効になっておるのだ。今の時代は、もう既にくぐり抜けというこの部分のものについて、際どいところにおいてはくぐり抜けの業者と話し合って、私の方は84が限度として歩切りを引いたが、83で本当にやれるのかということを協議して、場合によっては責任者をつけて、管理者をつけて、より安い業者に落札させるという入札までやっておるのだ。このことを知っておるか、まず。知っていますか。

○議長（梅澤雅廣君）　答弁を許します。

安藤工事管理課長。

○工事管理課長（安藤理策君）　お答えいたします。

最低制限価格調査制度というのがあることは承知しております。

○議長（梅澤雅廣君）　竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君）　ぜひ、１パー程度だよな。より下で競争しようとして頑張っておる者がただ線引きしただけで、もうくぐり抜けたから、だめだというようなやり方はぜひ改めて検討すべきだと思うのだな。そういうものが既にあるのだから。ぜひそういうものを今後検討してみていただきたいと、このことをお願いしておく。答弁しますか。検討してみていただきたい、このことに対して。

○議長（梅澤雅廣君）　安藤課長。

○工事管理課長（安藤理策君）　お答えいたします。

議員ご指摘の調査制度につきましては、検討したいというふうに考えております。

○議長（梅澤雅廣君）　ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　質疑なしと認めます。

議案第92号についての質疑を終結いたします。

議案第93号　真野小学校校舎改築（建築）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君）　私の持論ですので、お許しをいただきたい。ある議員は、幾ら言ってみたって、多数決で否決するのだからという暴言まで吐いた人がおりますが、市長に私は極めて自覚が欲しいという意味を含めて、請負の状況をお聞きしたいと、こう思っております。

６億9,300万ですか、これに体育館や何か付随していくと、恐らく十四、五億になるのではなかろうかと、こう思いますが、学校、これを計画した時点で、市長にはもっと喫緊で、危険性のあって、それから建築を待っておるという状況下にあるところがたくさんあると。例えば相川小学校あたりは、床が抜けた

が、合併前に自分の自費で工事をやったために、今回こういう格好で出てこないけれども、そういう学校もあるのだと。真野小学校へ行きましたら、校長さんがビー玉を転がして、このとおり偏っておるのだと、こう言う。偏りだけだかと言ったら、いや、防水がもう長くなるもので、雨漏りもしますということを言っておりましたが、それ以外は私は、耐震構造のついていない学校ですから、数えたら切りがありませんけれども、待って待って待つことができない学校ではないなという思いがあるもので、申し上げるわけですが、そこで盛んに同僚から話が出ておる、遠藤建設がおとりになったこの事業、落札率はいかほどであるか、入札業者は何名であるか……後ろにあるか、資料。失礼しました。それは資料にあるそうですから、それでは落札率だけをまず先お願いをいたします。

○議長（梅澤雅廣君）　荒部長。

○企画財政部長（荒　芳信君）　お答えいたします。

真野小学校校舎の建築の方が94.46％、電気設備が93.92％、機械設備の方が96.76％。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君）　大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君）　当然耐震構造なるものがそこに加味されるのだと思いますが、耐震構造について特筆した予算分けというのはないですね。これは、耐震構造そのものは幾らかかるという算出をしておりますか。

それと、やっぱり落札率が高い。ですから、ここに28ページにあるという、お隣の前議長の指摘で資料を改めて見ておりますけれども、やはり島内業者ばかりで締めくくりをしないで、これだけの大きな仕事をやるのであれば、私は新潟あたりからしかるべき業者を入れたということも島民を納得させるには必要なのではないかと、こう思っております。地元業者の育成は、もちろん必要ですけれども。そういうことで、今申し上げた落札率と、それから耐震構造に対しての予算は幾ら見ておるかということでお願いをいたします。

○議長（梅澤雅廣君）　渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺正人君）　お答えいたします。

標準的な耐震構造を見てあるというふうに思っておりますけれども、鉄筋量あるいはコンクリート量の細かい数量を抜き出すことが今資料としてございませんので、用意してございません。

○議長（梅澤雅廣君）　大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君）　全国的に話題になったいわゆる事業の施工がもちろんこの中にあるわけで、姉歯のことについてあれだけ話題になりましたけれども、そういったことはもちろん設計士が厳しくチェックして、そんなことはないのだろうとは思いつつも、やっぱりその予算というものも今後聞いておかないと、実際に構造的に鉄筋を抜き出しておらぬとか、鉄筋の数がどうとか、そういったことを承知していないので、わからぬということを言われると、これ本体工事を落札した業者に耐震構造は幾らかかって、どこの部分に配筋、あるいはそういった鉄筋の数が加味されておるのだというようなことを我々も聞きようもありませんので、そういったことを含めて、きっちり私はこれはそれも調べておく必要があろうかと、こう思うのです。したがって、きょうはそんなこと言ったって無理だと思うのですが、つい最近お願いして、でき上がった沢根小学校あたりの耐震構造の実例もあります。そういうことも含めて、あれは恐らく遠藤

建設がやったのではないかと思いますが、聞けばすぐ出てくるのだと思うのです。そういったことも私はやっぱり現場は承知していないと、私どもが姉歯がやったところとこれはどう違うのだ、何ぼ少なくて姉歯はだめだったのだとなって、仮にそういう余談が入っても、あなた方は答えようがないと。だから、これは絶対に大丈夫だという、それでは耐震構造計画の中で設計図の中には当然入っておるわけですから、あなた方はそれを読み取って、よしとして、落札者を認めておると、こう理解するのですが、そのことについて設計図をいわゆる慎重に吟味してみたという行為をしておりますか。それとあわせて、先ほどから落札率もまだ私のところ届いていないようですが、お願いをいたしたいと、こう思います。

○議長（梅澤雅廣君）　荒部長。

○企画財政部長（荒　芳信君）　先ほどのご質問の中でちょっとお答えをしそびれたのですけれども、島外の業者がもっと入ったらどうかというお話がございました。これは、一応資格の中では、例えば28ページはこれだけの業者しか入札に参加しなかったのですけれども、資格としては一応12の業者に資格があるということで、その中から参加したのがこれだけの業者ということで、たまたまこういう結果で、参加をしなかったということであります。

それから、参考までに、電気設備の方は一応９社ございましたけれども、これが現在７社ですか、機械の方は18社ということで入札資格はございました。ただ、参加したのがこういう方だったということでございます。

○議長（梅澤雅廣君）　続いて、児玉課長。

○教育委員会学校教育課長（児玉　功君）　文部科学省からの耐震基準を満たすようにという通知に基づきまして、設計等を進めておりますので、大丈夫だと考えております。

○議長（梅澤雅廣君）　大澤君、３回、今度は間違いありません。終わりました。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　質疑なしと認めます。

議案第93号についての質疑を終結いたします。

議案質疑の途中でありますが、ここで昼食休憩とします。

午前１１時５１分　休憩

午後　１時３０分　再開

○議長（梅澤雅廣君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第94号　佐渡市消防本部新庁舎建設（建築）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

金田淳一君。

○９番（金田淳一君）　工事期間が議決の日から平成20年９月28日まで、それから先ほどの真野小学校の建築は12月までとなっています。落札した業者は、同じく遠藤建設になっております。入札の日にちも平成19年５月29日の１時30分と同じ日にやっておりますが、同じ業者が同一な期間に大きな工事を二つかけ持ちをするということになっていますが、そのことに関して不都合なところはないのかをお尋ねいたします。

○議長（梅澤雅廣君）　答弁を許します。

安藤工事管理課長。

○工事管理課長（安藤理策君）　お答えいたします。

受注された遠藤建設につきましては、技術者も十分おりますので、施工能力はあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君）　金田淳一君。

○９番（金田淳一君）　入札の日にちなのですが、どっちの工事も同じ日に行っていますが、こういう大きな工事についてはそれぞれ別々にやるという考えはなかったのですか。

○議長（梅澤雅廣君）　安藤課長。

○工事管理課長（安藤理策君）　お答えをいたします。

入札の公告をしてから入札の日まで十分日がとってありますので、入札そのものについては同時に施行しても、実施しても差し支えないというふうに考えております。

○議長（梅澤雅廣君）　金田淳一君。

○９番（金田淳一君）　建設業者の皆さん、入札に関しては大変興味持って、関心を示されておったと思うのですけれども、そういう特に大きなプロジェクトについては１件１件個別にやって、わかりやすい体制で取り組んでいった方がいいかなと思いますが、そういうお考えは今後ありませんか、どうですか。

○議長（梅澤雅廣君）　安藤課長。

○工事管理課長（安藤理策君）　お答えいたします。

先ほども言いましたように、入札の公告の日から入札の日までの日数が十分であれば、差し支えないというふうに考えておりますので、今後もそういう可能性はあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君）　大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君）　課長がおっしゃる答弁、既成の事実ですよね。枠がある、人員、スタッフがおる。だから、同日執行で入札をとっても構わぬだと。あなた方は、機会均等的にそんなことを言うけれども、住民感情は許しませんよ。こんなに公共事業が落ち込んで、そして仕事がみんなないと言っておる。俗に言うワークシェアリングをやれというぐらいまでなってきておる。私かつてこのことで、恥をさらすようですが、佐和田町で町長と大げんかやったことあります。業者が35億ぐらい同時進行したって、おれのところはやるだけの能力はある。年間60億以上の仕事をとるのだからと、こういうことを言って、最終的にはどうしようもなく、私は引っ込んだ経験がありますが、違法をやったとかおいたというのではないです。市民感情というものもありますと。それから、公共事業、公平にやっぱりワークシェアリングやって、皆さんに順番に、順当に当たるぐらいの配慮をやっぱりしてやるべきだと、私はこう思うのですが、今後もこういうことをあなたはあり得るし、続けますと、こう言いました。市長、お伺いします。あなたは、これ問題になっておる業者には何が何でもご支援をして、とらせてやりたいという気持ちは私わかります。わかりますが、これは実際に同日執行なんていうことはやっぱりやるべきではないです。市民感情を逆なでするということです。日にちをずらせばいいではない、堂々と。どうしてもとらせなければならぬのなら。そのぐらいのやっぱり市民に対する配慮というものがないと、これはやっぱり要らざる例えになって

いってしまいます。ですから、そういったことを本当に考慮するぐらいの気持ちの配慮があったのかなかったのかということと、あわせて落札率幾らなのか、お願いします。

○議長（梅澤雅廣君）　荒部長。

○企画財政部長（荒　芳信君）　お答えいたします。

今おっしゃることについては、我々も協議はちょっといたしましたけれども、でもこれについてはたまたま今回の場合落札者が同じということで、内容的にはさっき課長が申し上げた内容で我々はいきたいというふうに考えております。

それから、率につきましては90.76％です。

○議長（梅澤雅廣君）　大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君）　まあまあぎりぎりの我慢できぬ落札率ではありませんが、私は課長に申し上げたいのは、こういうことがたまたまだと、次のときこれ恐らく三つ同時入札あっても、この人はとったと思います。かつて私は、佐和田町でずっとこの人とおつき合いしてきて、この会社とおつき合いしてきて、大げんかをしたことあるのです。そんなことは、法律に照らし合わせて問題なければ、それはそれでいいということですから、私は今ここだけまで言っておきます。うちへ帰ったら、おまえのところの父さんは遠藤に何の恨みがあるのだという電話が来ておりました。私は、そんなこと言われたって平気ですけれども。

そこで、この二つ同時入札でやった事業が、これは万が一という仮説ですから、あなたも仮説で気楽に答えてもらいたい。万が一これ工期が守れなかったというようなことになったときに、これどうしますか。仕事ができるといって入札で胸張って、あなたも説明しておるし、とれる能力、キャパあるということで、私も渋々ながら理解しますが、これ万が一工期が延びるというようなことは、監督を厳しくして、やらぬでしょうね。大変私乱暴なことを言いますけれども、この設計監理をやっている業者は、私ら佐和田町のときには、まあ言う不徳業者だということで、入札から何年か外した業者です。それがまた髙野さんになったら復活をして、ずっと我が物顔して入ってきて、設計監理をとっておりますが、少しこれうがった、私はへそ曲がりかどうか知らぬけれども、世間の人たちは「財界にいがた」をやっぱり地でいっておるなと、こう言っております。それはどっちでもいい。私が言ったとおりのもし工期がこれどっちかでも延びるというようなことがないように、もちろん引き締めて監督してもらいたいと思いますが、約束できますか。

○議長（梅澤雅廣君）　荒部長。

○企画財政部長（荒　芳信君）　お答えいたします。

大変難しいご質問いただきましたけれども、我々はしていただけるということで、この入札を考えておりますので、そのお答えがちょっと私としては今できかねますので、申しわけありません。

○議長（梅澤雅廣君）　大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君）　それでは、荒部長、あなたの方で、天変地異もあれば自然災害もあれば、あるいはどういうこともあるかわからぬから、断定はできぬということを言いましたから、それは甘んじて聞くにして、絶対に工期を守るという指導するということは言えますね。

あわせて、これ消防署も設計は管理は基ではないですか。真野小学校も基……違ったか。どこだった。

失礼しました。給食センターがそうだったな。給食センターも基。言葉の中で訂正するとか、もとへ戻るのに、もといという言葉ありますが、ひとつ私はこういったことを選挙民も住民も市民もみんなわかっておる。より用意周到にひとつ、あなた方がいいかげんだとかどうというのではないです。自分たちの点数を上げて、そして佐渡市の、どこかの先生ではないが、６万5,000台の類団の市に恥じないような立派な設計をやらせる、管理をやらせる、建築をやらせるという、その誇りをひとつ胸に刻んでいただいて、今私が言ったように、これはいかなることがあっても工期は守っていただく努力をすると、これは……いやいや、約束は守ると、これはどうですか。断言していただけますか。きょう私来るときちょうどテレビで、ある市で市民が議会の点数をつける。そして、その点数によって優、良、可があって……

〔「いいことだ」と呼ぶ者あり〕

○54番（大澤祐治郎君）　いいことだというの。私は、どんどんやってもらいたいと思っている。そういうことが今自治体でもはやりがある。職員に対しても、今度は議会が点数をつけるというのもあってもいいのではないかと。責任とあれは何にもないですけれども。そこで、どうですか。必ず守らせるということを断言できますか。そうしないと、言いっ放しで、言ったことには責任を持てぬという話になってしまうのです。どうぞお願いします。

○議長（梅澤雅廣君）　答弁を許します。

荒部長。

○企画財政部長（荒　芳信君）　お答えします。

先ほどから大変厳しいご意見ですが、それは私どもも守っていただくことが前提で工期を決めてありますので、それを守っていただくように指導といいますか、そういう形では一生懸命努めたいと思います。その後のことについて、言いわけじみたことになるかもわかりませんが、自然的なものとか、いろんな先ほど言いましたようなこともあるかもわかりませんので、とにかく工期を守るように指導するということだけ、これ約束していきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君）　ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　質疑なしと認めます。

議案第94号についての質疑を終結いたします。

議案第95号　佐渡市消防本部新庁舎建設（電気設備）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君）　これ一遍にやってくれればいいのに、何遍も出たり立ったり、おれもちょっとさすが恥ずかしいので。

この落札業者、日立のようですが、これはいわゆる専門業者としてこういう格好になったのだと思うのですが、電気部門として、やっぱりこういう専門家が私は入ることは実にいいと思うのですけれども、日立がこれを入札の結果とったというのですから……

○議長（梅澤雅廣君）　大澤さん、今は電気です。

○54番（大澤祐治郎君）　どうも済みません。大明電業ですね。これ電気の専門業者だと思うのですが、佐渡の業者ではありませんね。こういうところへこういうのが入ってきておりながら、給食センターは、で

は佐渡の人にというような限りでしたが、この大明電業がこういったことに対して、ここに入札メンバーとして加えた理由と、あわせてユアテックがこれ無効になっておりますね。無効ということは、これはどういう理解をしたらよろしいのですか。それをあわせて説明してください。

○議長（梅澤雅廣君）　安藤課長。

○工事管理課長（安藤理策君）　お答えいたします。

この大明電業株式会社につきましては、今回一般競争入札の公告をする折に入札参加資格の設定をしております。その中では、佐渡市内に建設業法による許可を得た営業所は参加できるということにしておりまして、大明電業につきましてはその営業所を佐渡市内に持っております。

それから、ユアテックの無効の件ですが、今回の入札につきましては最低制限価格を設定しております。ユアテックは、制限価格未満でありましたので、無効として、次の札の大明電業が落札決定ということであります。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君）　大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君）　これでおきますが、ユアテックは下限価格をくぐったと、こういう了解でよろしいと思うのですが、これはすべて５％消費税を付加した形で入札をしておりますね。そうかと思いま……そうではないですか。違う。加算していない。そうすると、これは落とした大明電は、これはもちろん５％付加しても、当然くぐるということはないと理解をするわけですが、これ５％を既に付加した形で入札をするというようなやり方は邪道なものなのか、そこら辺はどういうお考えを持っておりますか。

○議長（梅澤雅廣君）　安藤課長。

○工事管理課長（安藤理策君）　お答えいたします。

入札の公告の際に、入札する札は消費税を除いた額で入札をしてくださいというふうな形で公告しております。それで、資料の方にあります金額については、これすべて消費税を除いた額が載っております。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君）　ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　質疑なしと認めます。

議案第95号についての質疑を終結いたします。

議案第96号　佐渡市消防本部新庁舎建設（機械設備）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　質疑なしと認めます。

議案第96号についての質疑を終結いたします。

議案第97号　高機能消防指令センター総合整備事業に係る離島型通信指令装置購入契約の締結についての質疑を許します。

大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君）　これは、消防長に聞くのか、あるいは入札責任者の部長に聞くのかわかりませんが、これが随意契約に至ったという経緯をよく説明してください。

○議長（梅澤雅廣君）　答弁を許します。

消防長。

○消防長（渡辺与四夫君）　お答えいたします。

随意契約ということですが、この高機能消防指令センター、指令台ですけれども、指名型のプロポーザル方式を採用いたしました。離島型のＩ型の納入実績を有する業者４社を選定いたしまして、１社はキャンセルいたしましたが、３社で業者選定をしております。どうしてプロポーザル方式を採用したかといいますと、指令台はやっぱり災害活動を的確に遂行する上で災害拠点、情報を正確に把握して、スムーズに情報の伝達を行う必要があります。このことから、他の物品購入と同様な価格競争では適切な成果を得られる保証がないということで、消防業務における心臓部、頭脳となる通信指令装置の購入に当たり、指名業者からの技術提案により評価し、佐渡市、離島の地域性により適した装置を整備する方式をとらせていただきました。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君）　大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君）　かつて同じ委員会におって、しょっちゅうご説明いただいておった竹内さんが言うプロポーザルがここに来て出てきておりますが、佐渡島に、離島に合った機械の購入、設置というようなことで、離島に合ったものをやってみろということでプロポーザルを用いたのだと、こう理解しますが、そうであるなら消防署そのもの全体を入札をプロポーザルでなぜできなかったのか。それはどうですか。躯体を、本建築を含めてやるときに、それこそプロポーザルで佐渡に中央として恥じない立派な施設をつくるというようなことで、総合的に入札ということをこのプロポーザルでなぜ、それではやらなかったのか。高くつくと言う人もいろいろおるようでありますが、しかし少しでも高くついても、離島に合ったいいものであれば、それはそれでという解釈もできるわけですが、なぜ本体工事にはプロポーザルを入れなかったのか。へ理屈のように聞こえるでしょうけれども、今後の参考に聞いておきたいのですが、お願いをいたします。

○議長（梅澤雅廣君）　安藤課長。

○工事管理課長（安藤理策君）　お答えいたします。

本体、建物の方の設計につきましては、設計競技ということでコンペ方式で業者を選んでおります。結果、基設計が採用されたということでございます。

○議長（梅澤雅廣君）　大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君）　そういう言い方をされると、私は非常に疑念に持つのは、離島にふさわしい、適切かつ最もすぐれたという理念に基づいて、中の電気、指令台は入札をさせたのだと。建物だってそうやればいいではない。せっかくプロポーザルで指令塔を入れる、それにふさわしいものをそういうことでやればいいではないの。何でやらなければならぬという躯体の入札のときの区切り、けじめがあったのですか。これでなければだめだと。課長、お願いします。

○議長（梅澤雅廣君）　荒部長。

○企画財政部長（荒　芳信君）　お答えします。

先ほどのプロポーザルを採用した消防署のそちらの件については、内容的には一般的にどこでもできる

というものではないということがまた前提だと思うのですが、今回の建物については、一般的には建物を建てることについてはどこの業者でもある程度のことができるというか、そういうことで設計についてそういったことで募集をして、建物はそういうことで一般的な形でやらせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君）　金光君。

○36番（金光英晴君）　履行期限のところで３月21日になっておるのですが、先ほど本庁舎の方なのですが、庁舎は９月28日までということで、約半年のずれがあるのですが、建物が履行する、引き渡しする前にこの装置を入れていくという形になるわけですね、これを読み取りますと。電気工事も９月28日までですから、この確認というのをどういうふうにするのか。それから、本当にこれが３月21日で受けて、建築工事が並行してやっていて、その管理はどうなるのか、その点もあわせてお聞かせください。

○議長（梅澤雅廣君）　渡辺消防長。

○消防長（渡辺与四夫君）　お答えいたします。

工期の違いについてですが、指令センター、指令装置については、19年度補助事業の関係で20年３月末日と、こういうふうになっております。

以上です。

〔「答弁漏れありますよ」と呼ぶ者あり〕

○消防長（渡辺与四夫君）　期限は20年の３月31日でございますが、当然補助事業の関係でそうなりましたが、継続、明許繰越となるかと思われます。納入時期については、20年度にずれ込むことになります。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君）　竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君）　プロポーザルでやったことはわかったが、ここにプロポーザルの３社が出ておる。日本電気株式会社、沖電気工業、株式会社日立、これでやって、結果的にプロポーザルの結果は日立だと、こういう。では、ほかがどうしてだめだったのか。評価点方式ではなくて、提案事項に対するマル・バツ式。どういう提案事項を出したのか、それに対してマル・バツ評価をどう受けたのか、このことが示されていない。なあなあで談合でやったと言われてもしようがないでしょう。そうすると、こちらの入札においては各業者が幾ら入札金を入れたかというのは鮮明にやっておる。そして、落札業者もきちっとしておる。プロポーザルでやっても、なぜ日立なのかというもの、ここに業者名が書いてありながら、評価が全くされていない。これは親切ではない。今後このような出し方はだめ。きちっとしたもので出してくること。これはマル・バツ式だというのだから、どういう提案事項を出して、それに対してこの６名がどう評価をつけていって、よって日立になったのかということが説明書の中に鮮明になるような出し方を今後するように、する必要があると私は思うが、どうか、答弁求めます。

○議長（梅澤雅廣君）　消防長。

○消防長（渡辺与四夫君）　お答えいたします。

この業者については、日本全国に導入実績がある４業者を指名したわけです。プロポーザルというのは、やっぱり入札とは違って、価格競争ではないわけですので、私たちの方から仕様の要求をして、その予算の範囲内で向こうから、業者から技術提案、それから仕様書の提出があって、そこで選定委員によって評

価、プレゼンテーション等を得て、そこで総合審査をして、判断したわけでございます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君）　竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君）　６名の方が評価者となって、仕様書をもとにして、提案事項に対するマル・バツの評価をしたと。よって、日立製作所が決定した。では、どこがまずい、沖電気のどの提案がまずかったのか、どういう評価点を受けたのかということを私聞いておる。そういう出し方にすべきですよと、今後はと、こう言っておるわけです。難しいこと言っておるのではない。今後そのような提案の仕方にしますかというふうに聞いておるだけ。評価点が云々言っておるのではない。

○議長（梅澤雅廣君）　答弁を許します。

荒部長。

○企画財政部長（荒　芳信君）　お答えいたします。

全体の指導といいますか、統一してうちの方が指導するのはうちの方で、工事管理課の方でやっておりますので、今の必要な提供できる情報はこの後提出はするように、各担当課の方から提出させるようにさせますので、ひとつそういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君）　竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君）　今後は、ではこの説明書にそれがわかるように、これからこういう場合は出すということを言っておるのやな、今。検討して、そういうことにするというのだな。では、委員会までには出せるわな、その評価点は。委員会の審査の過程では出せるわな。出せるな、委員会の審査。では、委員会にぜひ評価点出してください。

○議長（梅澤雅廣君）　答弁を許します。

荒部長。

○企画財政部長（荒　芳信君）　お答えします。

早速担当課の方からそういうふうに指示をして、出すようにいたしますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君）　ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　議案第97号についての質疑を終結いたします。

議案第98号　損害賠償の額を定めることについての質疑を許します。

大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君）　前回も同じようなことを申し上げたかと思うのですが、当事者間の事故、もちろん職員が巻き込まれて、あるいは職員が起こしてということになろうか、こういう事故の場合、相手方は20％で、佐渡市が80％と、こうある。その案分の仕方は、私はとやかく言いませんが、事故を起こした当人はこのうち幾ばくかの反省を含めて持つべきではなかろうかということをこの前も申し上げましたが、これに対して理事者は全然そら耳か、私らが言ったことを聞く気もないか、そういった改善が見えてこないのですが、職員に対してそういう戒めを含めてペナルティーを持たせろと、こういう話を申し上げたのですが、それは今後も保険対応だけでやって、職員にはおとがめなしというような格好でいくということ

ですか。これ状況から読んでみますと。その点について、まずお聞きいたします。
○議長（梅澤雅廣君）　齋藤総務部長。
○総務部長（齋藤英夫君）　お答えをいたします。
　前回もこのようなお話がありました。職員個人に対する求償をどうするかということでありましたが、これ自治法の規定に基づきまして、本人に重大な過失または故意があった場合については求めることができるという規定がありますので、求償するということは考えておりません。ただ、今回の場合、事故の場合につきましては、過失の割合が職員側の方に８割ということでありました。当然過失の度合いが高いわけでありますし、相手方に損害を与えたわけでありますので、そのことにつきましては私ども内部の懲戒基準に従いまして、今回懲戒処分をさせていただいたところであります。
　以上です。
○議長（梅澤雅廣君）　大澤祐治郎君。
○54番（大澤祐治郎君）　あなた方が事故を踏まえて、内部での判断で、加害者である職員が大きく負担を負うべき立場にあるというときには個人からのペナルティーもということのようでありますが、これは、ではこれ職員が80％ということは全くみんなやったというようなものだよな。警察は、事故あると、必ず前方不注意だというようなことで相手方も、それから起こした方もということで多少のそういう見方をされますが、80％も職員に非があったということ、どういう内容なのですか。
○議長（梅澤雅廣君）　齋藤総務部長。
○総務部長（齋藤英夫君）　お答えをいたします。
　今回議案として提案している事故の内容につきましては、見通しのよい交差点でありまして、一時停止をすべき、私ども職員側の方の一時停止を怠ったというところに主たる原因があるというところであります。そういったところで警察の方の事故見分等を受けまして、示談の中でそういう負担割合になったものということであります。よろしくお願いいたします。
○議長（梅澤雅廣君）　大澤君の３回目の質疑を許します。
○54番（大澤祐治郎君）　そうすると、総務部長さん、これ55万6,000円ということでありますが、この金額、適当かどうか、私はわかりませんけれども、これで本人の受けたペナルティーというのはいかほどのものなのか。それから、この金額の中に本人が負担すべきものがあったのかどうか、そんなことを含めてお聞きをするのですが、常々非常にあなたは私らが聞くと、もう神経をとがらせて、気をつけろ、気をつけろといって職員には言っておるというのだけれども、議会ごとに一つや二つは必ず出てきますわの。そうしますと、こういう意味での綱紀粛正というものは、市長が甘く見られておるのか、あなたが甘く見られておるのか、どっちがどうだかわかりませんけれども、世に盗人の絶えることはないということわざあるように、同じ間違いというものは必ずあるのですが、こういったことは事故を起こしたらその人には例えば車に乗せないとか、あるいは公用車はやめて自分の車でやらせるとか、そういったようなやっぱりきっちりしたけじめというものを私はしないと、こういう人は直らぬのではないかな。それから、車を乗る人というのは大抵職責から役目が決まっておると思うのです。ですから、そういう人たちがこういう事故を起こすということになるのですが、どういう職員に訓示、戒め、綱紀粛正ということでおやりになっておるか、それも含めてお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君）　齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君）　それでは、お答えをいたします。

この損害に充当する財源といたしましては、公有物件災害共済、これは全国自治協会の方で行っている保険の制度でありますが、その保険の方から支払いをするということで、本人の持ち分というものについてはこの中では入っておりません。

それから、職員に対する指導ということでありますが、このことにつきましては現在佐渡市に安全運転管理者ということで委嘱をしている職員が24名ほどおります。それぞれの部署で安全運転管理者としての職員に対する指導等を行っておりますし、私ども前回も議員の方々からご提案いただいておるところを実践しておるわけでありますが、今現在佐渡市に300台余りの公用車があるわけでありますが、責任の所在を明らかにするとともに、安全運転の励行を日ごろから心がけるようにということで、ステッカーも張って、公用車の運転に当たっております。また、事故を起こした職員に対しましては、その方だけを対象にして安全運転講習をこの佐和田の交通センターにおきまして指導を受けながら対応しておるというところであります。今後もこういったことが起こらないように、指導をしていきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君）　加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君）　それでは、お尋ねをいたしますが、まずここで提示されておる損害賠償の額という金額は、事故を起こした双方100％のものなのか、それとも損害額の計算というのはわかっておるでしょう。100％を出して、そして80と20で分けるのです。だから、当然佐渡市の車も前が傷んでいるわけです。だから、これの損害額も計算し、相手側の自動車も計算して、それを100として、80対20で分けるのですよね。こういう提示の仕方となると正しくないので、佐渡市がどれだけなのだと、相手側は金額にしてどういうのだというのをやっぱり出さなければならぬと、こういうことです。まず、１点。

次に、よくテレビには安全励行だの何だのと市長が出てくるのですが、職員はどうですか。自分の車でどの程度１年間に事故を起こしていますか。公用車ではしばしばやっておるようですが、自分の車ではどういう事故の件数が発生しておるのか、調べたことはございますか。まず、２点目。２点聞いておるのです。

それから、３点目として、相手側の車、相手側は20％なのですが、それから佐渡市の車、これは保険の上では車両保険が入っておったものかどうか。その３点についてお尋ねいたします。

○議長（梅澤雅廣君）　齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君）　お答えいたします。

１点目の表示の仕方についてでありますが、このことについては考え方につきましては加賀議員のおっしゃるとおりでありますし、この表現の仕方についてはどういう形がよろしいのかということは、この後また検討してまいりたいと思います。

２点目でありますが、私用車の関係でありますが、このことについても私ども把握をさせてもらっております。事故に限らず、私用車で一定の速度違反を犯した場合については届け出をするようにということで、そのような指導もしております。事故の件数でありますが、今具体的にその把握はしておるわけでありますが、正確な今事故の件数ということは申し上げられませんが、公用車の事故と同程度というふうに

ご理解いただきたいと思います。

３番目でありますが、３点目は何でしたっけ。済みません。

〔「車両保険入っておったかどうか」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（齋藤英夫君）　車両保険入っております。

〔「両方とも」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（齋藤英夫君）　はい。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君）　加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君）　これは、職員の緊張を関知するという意味で、平成18年でとるのがいいのかどうかということですが、とにかく年度で職員がどのくらい事故を起こしておるのかと、公用車ではなくて、そういうデータは持っておるのか持っておらぬのか、議会へ出せるのか出せないのか。もちろん個人名は上げなくてもいいですけれども、公用車の事故はすぐわかりますけれども、自分の車、自分の通勤用の車、その他でどういう事故が１年間に起こっておるのか、一度議会へ出してみてくれませんか。出せますか、どうですか。

○議長（梅澤雅廣君）　総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君）　お答えをいたします。

当然私用であろうと公用であろうと、職員が事故を起こすということについては、防止するという観点から、対応策進めていかなければなりませんが、公表ということにつきましては、個人情報の関係もありますので、表現の仕方については検討させてもらいたいと思いますが、議会の方に出せるような方向で資料の方についても整理をさせてもらいたいというふうに思います。

○議長（梅澤雅廣君）　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　議案第98号についての質疑を終結いたします。

議案第99号　損害賠償の額を定めることについての質疑を許します。

大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君）　この議案の記の中の文章でありますが、これは総務部長が監修したのかどうかわかりませんけれども、後ろから２番目、「このことに対し、一部、佐渡市立両津病院において、より適切な診療が実施できた可能性があると認められるもの」と、こう書いてありますが、そういったことでこの人がこういう不幸な目に遭ったということになるのだと思うのですが、これ書いたときにちょっと慎重さを私は怠ったのではないかな。これ読みますと、両津病院の入った、持っていった両津病院そのものも間違っておったし、これをやった両津病院の医者そのものの能力もなかったと、端的に言うとこういうことですよ。それで、もしそういうのであれば、これはその医師が賠償に応じて、医師の保険で私はこれを賠償すべきだと、こう思うのです。これは、今の1,300万そのものは佐渡市がこれを払うのか、佐渡市がこういう事故があったということを認めた上で、払いは団体保険から、医師会の方から出てきて、払われるということになるのか、そこら辺も含めてご説明をいただきたいのですが、こういう表記の仕方だと、両津病院の、大変失礼ですが、能力のない医者が診たために、診られた人は不幸であって、残念ながら途中

でどうにもならぬから、また佐渡病院へ転院させたと、行ったときには既にもう手おくれで、死に至ったと、ところが結果は真っすぐ佐渡病院へ行っていればこの人は助かったかもわからぬというような余韻のある文章に私は思えるのですが、この表現について何とも書かれた人は思わないのかどうかということと、もしこれがそうだとあるならば、両津市民病院の某医師が自分の自らの保険でこれは私は払うべきだと、こう思うのですが、私の考え方間違っておりますか。

○議長（梅澤雅廣君）　答弁を許します。

末武福祉保健部長。

○福祉保健部長（末武正義君）　お答えいたします。

まず、損害賠償額の1,300万についてでございますが、これは保険会社から出まして、全額相手方に支払われるという示談金でございます。

この文章についてでございますが、保険会社の方で、より適切な診療が実施できた可能性があるという保険会社の方で認めたということで、示談金の発動ができると、こういうふうになったということでございますので、よろしくご理解お願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君）　大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君）　そうしますと、これ、部長、保険会社がこういったいわゆる不可解な行為が現実にあったために、保険会社はそれを理由にして金を払ったと、そういうことだけでいいのではないかと思いますけれども、適切な診療が実施できなかった可能性があるということを、保険会社はこういうことを言う必要はあるのかどうか、これ非常に疑問に思うのですが、平たく言いますと、両津病院では患者を受けたけれども、両津病院の医者にそれを発見するだけの能力がなかったのか、あるいは入院中にそういったことに関係なく、患者の疾病がそういう方向に進んで、Ｓ字結腸の俗に言う狭窄というものが起きて、穴があいて、そこからいわゆる汚物が腹腔に流れて、そういったことのショックでこの患者が亡くなったという判断が私は正しいのではないかと思うのですが、こういう言い方をあなた方にこれ保険会社が認めて、指導したと、こういうことなのですか。

○議長（梅澤雅廣君）　鹿野保健医療課長。

○保健医療課長（鹿野義廣君）　お答えをいたします。

今ほどの指摘の部分でございます。さきの全員協議会のときにも状況について説明させていただきましたが、書き出しの部分の一部という部分というのは、両津病院から佐渡総合病院へ転院をする期間、時期、これをしてもう少し早くにという部分が保険会社の方から指摘をされたところでありまして、そこのところが両津病院において、一部、内科的な診療に見切りをつけて、外科的な病院に早くに回すべきだったというのが病院における一部瑕疵という部分であれば、そういうことが指摘できるという、そういう書き出しがございました。したがって、私どもも一部という部分についてはそういう思いがあって、書き出しをさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君）　大澤祐治郎君の３回目の質疑を許します。

○54番（大澤祐治郎君）　お願いします。

今の説明は、全協のときにもお聞きいたしました。それを聞いておきながら、私は今の一部、下の流れ

の文章がこれおかしいのではないかなという疑問を持って、あなたを責めておるのではないです。保険会社からそういう指導があったと、こういうことですが、時間の問題ですよ、あるいは早期にそういう判断を下せたら、この人は助かったのかわからぬという余韻があるということを保険会社は認めて、示談に応じて、金を払ったというのだから、それはそれでいいのですけれども、こういうことを書かれると、俗に言う両津病院は危なくて行けぬという、これは両津病院の名誉にも私はかかわるものですから、もう少し何か適切な文章の表現がなかったかなという思いで申し上げたので、要らざる気を回したということでご勘弁いただきたいのですが、もうちょっと配慮してやってもらいたかったなと、こう思います。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君）　加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君）　これは、本会議の議事録でございますので、全協のときにも申し上げましたというのは、これ記録ない、はっきり言って。今のような質疑に対して、このような答弁しておるのです。だから、この際、どういう経過を経て、こういう判断が下されたというところを詳細に説明をした方がいいと思うのです。私は、この問題については若干わかってはおるのですけれども、今言うような質問に対して今言うような答弁では、これはこんなものしょっちゅうあるわけではございませんので、きちっと経過を単純化した形で正確に、これは記録に残しておいた方がいいと思うので、申し上げてみていただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君）　鹿野課長。

○保健医療課長（鹿野義廣君）　お答えをいたします。

この案件、事件が発生をしたのが18年の10月７日に亡くなられた方が両津病院に入院をされまして、17日に内科的な診療に限界を感じた両津病院の医師が佐渡総合病院の外科的治療を受けさせるために転送、転院をさせたものであります。その転院途中に患者さんの容体が急変をいたしまして、病院に着いてすぐの緊急手術が行われたものでございます。当然緊急手術についてはご家族が付き添われておりますので、ご家族の承認を得てと、同意を得てということで手術が行われたというふうに聞いておりますし、外科的手術をしたときには既に、今ほど加賀議員言われましたように、もう腸内に穿孔が見られて、穿孔があったがために穿孔場所から体内に毒素が回って、まことに残念でありますけれども、２日後に命をなくされたという、こういった事件でありました。

遺族からは、年末の12月の25日でございましたが、まず佐渡病院へ送った際のやはり患者そのものが既に緊急手術の必要があったのだということ、それから当時佐渡病院へ回っていったときの担当された外科医のコメントとして、逆にこの緊急手術を受けて、やるにしても、わずか数割しか助かるという見込みがないが、するかということで手術に及んでいるというふうに聞いております。

それから、病院側の部分でございますけれども、患者に対して、やはり先ほども私言葉では一部という言葉を使わせていただきましたけれども、患者に対する緊急性という部分で適切な対応ができなかったということ、それから残念ではありましたけれども、ご家族の皆さんに十分な説明ができなかったという、こういったことが保険会社等からの一部病院においてという部分につながったというふうに理解しております。

それから、病院として、全国自治体病院共済会の方にそれぞれ損保ジャパンを通じながら病院の損害賠

償あるいは事故等について年の掛金納めながら、万が一あってはならぬことですけれども、そういうときに備えて保険を掛けさせてもらっておりますが、そちらの方へ事故報告を上げたのが新年かわって２月の28日でございます。それから、その共済会の方へ上げた書類を今度は専門機関と称して保険会社の方にこの医療事故等を調査をする特別班が構成されておりますけれども、そちらの方からの指示に従いまして、係る診療録、カルテあるいはエックス線写真等々、この患者に対する診療記録を一式送れという指示がございまして、送ったものでございます。最終的には年度かわりまして、４月の25日になりますが、保険会社の損保ジャパンの方から担当がお見えになりまして、今るる申し上げたことで、これは両津病院の保険の対象になり得る事故だということから、提示額、保険金としての提示額が1,300万ということで示された、こんなものでございます。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君）　加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君）　大体そういうことなのです。私は、このときにたまたま亡くなったのが私の同級生でございまして、それでそのときの話し合いに同席をしておりました。私は、医者の名誉のために申し上げたいということと、医療と、それから医療ミスといいますか、このことについてもはっきり申し上げたいのですが、実に両津病院の対応された先生方は真摯でした。私、今から20年くらいになりますか、十七、八年になりますか、やはり産婦人科の事件でかかわったことがございます。このときは、医者と１カ月論戦、論争するというような状況でしたが、今度の場合は非常に科学的でして、カルテを開示し、カルテを市民にわかりやすく図解説明したもので、極めてわかりやすい、素人にもわかりやすい形で説明して、主治医の判断としてはもう少し早くに送るべきだったかなというふうにして、争うということではなくて、極めて客観的に両方が見るという、こういう意味ではやっぱり十数年、20年たって、医療と患者の関係というのはかなり開示し合えるように、つまり情報公開というのがなされるようになってきた。最近は、病院によりますと、テレビで手術の場面を公表して、家族に見ていただくと、質問があれば答えるというような手術のやり方をやっておる病院もございますが、やっぱりこれだけ世の中が進んだのだなと、だから私はほかの病院だって山ほどあるのです。決して両津病院が技術的にどうこうということではないので、どんな仕事でも、どんな優秀な人でも、仕事に当たってミスをしないということはないのです。そのときは、やはり客観的に、冷静に対応していくというのは非常に大事なことで、今回私はそれをまざまざと横で見せていただいて、ああ、我が両津病院のお医者さんは立派なものだなというふうに感じました。一言申し上げまして、私の質疑終わります。

○議長（梅澤雅廣君）　池田寅一君。

○18番（池田寅一君）　医療事故は、あってもらっては困ります。そうかといって、そういうわけにもいかないのであります。両津市民病院が医療保険として１事故幾ら、総額にして幾ら加入をしているものか、それと保険料の額が幾らですか。あわせて、相川病院の分もお聞かせいただければありがたいです。お願いします。

○議長（梅澤雅廣君）　答弁を許します。

鹿野課長。

○保健医療課長（鹿野義廣君）　お答えをいたします。

両津病院のこのたびの事故に係る保険金の額というか、掛金の部分でございますが、掛金が年額総額で235万円余りでございます。それから、１事故5,000万円ということでございますし、あわせて相川病院という話がございましたので、相川病院は１億5,000万の保険金で、掛金が月といいますか、60万5,000円というふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君）　池田寅一君。

○18番（池田寅一君）　実は平成９年にＡ自治体で医療事故がありまして、5,400万円の損害賠償を訴えられて、和解をしたのが、裁判を５年間続けて、どうしてもけりがつかないということで、お互いこれ以上やると経費がかかり過ぎるということで和解をした。それは弁護士の費用も含めて2,500万ということでけりがついたわけですが、今の課長の答弁ではっきりしないところはあります。保険金額が幾らなのか、それと１事故幾ら、総額と１事故幾らなのかと年間の保険料額が幾らかを聞いておるので、両津市民病院の保険料が235万というのと相川病院の月60万というのか、１年間60万というのか、その辺をはっきり教えてください。

○議長（梅澤雅廣君）　鹿野課長。

○保健医療課長（鹿野義廣君）　お答えいたします。

まず、相川病院のことから申し上げさせていただきますが、病院からいただいた資料をそのまま読みますと、身体が１億5,000万、保険金総額が３億というふうに聞いております。それから、掛金は、私の間違いかもわかりません。60万5,520円というふうに聞いておるのですが、間違いかもわかりません。

〔「月額だ」と呼ぶ者あり〕

○保健医療課長（鹿野義廣君）　月額だというふうに聞いてはおるのですが。

それから、両津病院の部分で申しますと、１事故について5,000万、それから病院の部分で5,000万で、看護師の部分も入っておりますので、合わせて年の掛金が352万円というふうに聞いております。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君）　池田君、よろしいか。３回目の質疑を許します。

○18番（池田寅一君）　どうも納得がいきませんで、これで質問終わりますが、よく調べておいて、後でひとつ教えていただけませんか。60万というと700万ぐらい掛けねばならないし、両津の場合は235万で、１事故5,000万、相川では1,500万、そこら辺がはっきりしない。１億5,000万ですか。中身は、いろいろあると思うのです。医師の分も含まれておるのだろうと思うし、後でひとつ教えてください。

終わります。

○議長（梅澤雅廣君）　ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　議案第99号についての質疑を終結いたします。

議案第100号　字の変更について（国府川右岸地区）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　質疑なしと認めます。

議案第100号についての質疑を終結いたします。

議案第101号　新たに生じた土地の確認について（羽茂亀脇地内）及び議案第102号　字の変更について（羽茂亀脇地内）については関連がありますので、一括して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　質疑なしと認めます。

議案第101号並びに議案第102号についての質疑を終結いたします。

議案第103号　公有水面埋立てに係る意見についての質疑を許します。

大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君）　これは、私らが百万陀羅を踏んで実現した事業でありますが、恐らく沢根海岸事業、湾岸道路のことだと思いますけれども、これ公有水面の埋め立てをもちろん護岸外ですから、海水の中ですから、こういったことで許可申請をして、とっていかなければなりませんが、ことしの事業予算については部長努力していただいて、１億の事業予算が確定したと。あわせて、佐和田、沢根の湾内のということは、今ある俗に言う船が係留したりおいたりしておる湾のことの埋め立てということになるのか、そこまで進んでいく過程の工程の中の海中の埋め立てということになるのか、まずそれから聞かせてください。

○議長（梅澤雅廣君）　答弁を許します。

川島部長。

○産業観光部長（川島雄一郎君）　お答えをいたします。

今回の公有水面埋め立ての件でございますけれども、漁港そのものの地内と、それから左右に広がる海岸部分と漁港エリアすべてについての公有水面埋め立てについて、議案として提示しているということでございます。

○議長（梅澤雅廣君）　大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君）　そうすると、佐藤部長から、建設部長から改めて調べてくれということでお答えをいただいたのですが、これでいくと、道そのもののいわゆる計画範囲というのは80メートルと聞いたのですが、その以外に湾内の埋め立てということになると、どのぐらいのスパンをこれから読み取ればよろしゅうございますか。俗に言う何メートルと、湾内は何メートルと、あるいは道路の工程は何メートルと。80と私聞いておったのですが、それでよろしいですか、どうですか。

○議長（梅澤雅廣君）　川島部長。

○産業観光部長（川島雄一郎君）　お答えをいたします。

佐和田のこの都市計画道路、窪田沢根線でございますけれども、道路延長としましては1,870メートル、それから道幅が16メートルということになってございます。

○議長（梅澤雅廣君）　大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君）　私、３回しか聞けぬのだから……

○議長（梅澤雅廣君）　３回目です。

○54番（大澤祐治郎君）　まともにひとつ正確に答えてください。

1,870メートルなんか埋め立てて、事業やるのではないでしょう。ことしの事業の予定はどうなのかということを私は聞いた。そして、これあわせて、それでは３回目で最後ですので、いつから、何月から、

この議会が通り次第に公有水面の埋め立ての認可を認められた、その何月ごろからこれ着手をするのか、着手の日から７年なんていって、これ埋め立てに関する工事の施工に関する期間というような、こうありますが、ことしは、ですから何月から何メートル埋め立てをしていただけて、いわゆる西方の方へ進むということになるのか、何月から着手するのかということをお願いしておるのです。

○議長（梅澤雅廣君）　佐藤部長。

○建設部長（佐藤一富君）　お答えいたします。

佐渡地域振興局地域整備部で聞いたところによりますと、約80メートルぐらい、予算的には１億ぐらいの予算で今年度の場合は着手したいということで、期間につきましてはちょっとはっきり、これからになると思いますけれども、はっきり何月から着手するというところまでは聞いておりません。よろしくお願いします。

〔「ことしじゅうにということは間違いないんだの」と呼ぶ者あり〕

○建設部長（佐藤一富君）　今年度中には着手するということでございます。

○議長（梅澤雅廣君）　ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　質疑なしと認めます。

議案第103号についての質疑を終結いたします。

議案第104号　平成19年度佐渡市一般会計補正予算（第１号）についての質疑を許します。

近藤和義君。

○45番（近藤和義君）　14ページです。病院費、説明に羽茂病院の補助事業ということで、合併以後初めての助成金と思いますが、この根拠を教えていただきたい。

○議長（梅澤雅廣君）　末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君）　お答えいたします。

羽茂病院に対します支援につきましては、合併前の３町村で昨年８月２日まででございますが、の期間で５年間、支援の覚書がございました。それは、切れたのでございますが、合併協議会の中では不明確なまま正直持ち込まれたわけでございますけれども、平成18年度につきましては羽茂病院の運営の非常に困難な問題がありまして、一つはお医者さんが途中でいなくなって、医師の充足率が70％以下を割る月も出てきたというようなこともございました。それから、先ほど言いました、以前にありました覚書の件というようなことをかんがみまして、今回だけでございますけれども、平成18年度の欠損金に対しまして、南部地域の医療の体制を支えるという意味合いで、ＪＡ厚生連新潟と市が折半というような形で２分の１ずつということでございますが、支援してまいりたいというご提案でございます。

○議長（梅澤雅廣君）　近藤和義君。

○45番（近藤和義君）　これは、医療課長にきのう聞いておきましたが、今部長が言ったように、覚書は８月１日で切れています。百歩譲って、この覚書を合併以後も存続するとしたならば、覚書の中身は欠損金が生じた場合は4,000万円を限度として、南部３町村で責任を持つと、ただし欠損金が2,000万円未満の場合は厚生連が持つという内容になっています。ですから、これは切れていますから、根拠がないのですが、譲って、これを佐渡市が受け継いだ場合、今部長が答弁されたような折半で持つなんていう約束はどこに

もないわけです。これを引き継ぐならば、4,000万円を持つのでしょう。赤字は4,560万ありますから、4,000万円限度ですから、2,000万円を超えている。4,000万円を持つべきで、私これけちつけて、厚生連病院に支援をすべきでないなんていうことで質疑をしているのではなくて、一般質問でも申し上げますが、おくれた佐渡の医療をできる限り佐渡市も支援をせねばならぬということを申し上げたいのですが、根拠になっていない。４人の羽茂の議員が市長室へ詰めかけて、まあまあ、なあなあ折半でいこうというようなことでは、要綱も条例もないわけですから、納得がいかないということなのです。

○議長（梅澤雅廣君）　答弁を許します。

　末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君）　お答えいたします。

　前の覚書を基準にしましてという計算では、議員おっしゃるとおりのことになります。このたびにつきましては、過去の経緯はございますけれどもということで、新しく佐渡市になったという状況もございますのでということで、ＪＡ厚生連の本部の方と協議しまして、地元からは強い要望があったわけでございますけれども、今回のような支援の仕方にさせていただきたいということでご提案したわけでございます。

○議長（梅澤雅廣君）　近藤君の３回目の質疑を許します。

○45番（近藤和義君）　これは、私の記憶によると、一般質問で南部の議員が、去年の８月１日で覚書が切れるから、佐渡市として契約なり新たな覚書をつくるべきだということで指摘をされていましたよね。ところが、その指摘を何も実行に移さず、結局こうやって期限切れになって、条例も要綱もないものをこれからそれなら折半でというような金額提示になっているので、それは違うのではないですか。改めて佐渡市と厚生連と新たな契約が必要と私は感じていますが、いかがですか。半分ずつなんていう根拠は、どこにもないわけで、それを補正予算に計上するなんてことはちょっと違うのではないですか。

○議長（梅澤雅廣君）　答弁を許します。

　末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君）　お答えいたします。

　前の３市町村の覚書後の経過につきましては、地元の議員の皆様方からも強い要望がございましたし、それから羽茂病院につきましてもＪＡ厚生連の中ではそれぞれ病院の決算をやっておるわけでございますけれども、特に合併した後の中にありますＪＡ厚生連の病院関連では関連がございますので、本来ですと佐渡の中ですから、連結決算の考え方もあってよろしいのではないかというようなことも検討してみまして、正式な要綱はございませんけれども、このたび緊急にそれらの今までの流れをくんで、緊急な支援をさせていただきたいという考え方でございます。

○議長（梅澤雅廣君）　大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君）　これ市長、政策提案ですよ。部長がるるこういうことを述べるということは、私はおかしいと思うのだ。あなたが言ったことをフォローするならわかります。これは、あなたが説明しなければならぬ。大事なかつての流れは切れたのだと、新たに近藤さんは見てやるなということを言っておるのではなく、見てやるのなら確固たる信念で羽茂病院に補助をしたいのだと、だから理解してくれということをこれあなたが言わねばならぬ。部長が言っておるのを聞いておると、非常に陳腐に感じます。だから、私は市長にお聞きをするのですが、この金額について、近藤さんは4,000万もどっちみち赤がある

のだから、含めてそれを全部面倒見てやると、３者で見るのかわかりませんが、やるという方向に向けながら、議会に対してこれを実行したいのだと、何とかしたいのだが、理解してもらいたいという、私はこれ市長、あなたの決意を述べなければならぬのではないですか。これは、何か話聞いておると、市長の顔見ておると、全然我関せず、適当に担当が言っておるわというように受けてしまう。後ろにおって、総務部長、違うと首振っておるか知らぬけれども、あなたが市長を思うのは思うので勝手で、そんなことどっちでもいいのだ。でも、提案者は市長なのですから、これについての提案の理由を、では市長はどういう思いで今末武さんが言っている話を聞いておったか、含めてご説明ください。

○議長（梅澤雅廣君）　答弁を許します。

大竹副市長。

○副市長（大竹幸一君）　お答えを申し上げます。

先ほど部長がご答弁申し上げましたように、合併前の厚生連羽茂病院に対する支援措置につきましては、実は昨年の８月でいわゆる取り決めが失効いたしております。その後、失効した経過は経過してしまったものですから、具体的には南部地域の地域医療支援というようなことで予算補助でお願いをしたいと。これは、同じ佐渡市民の南部地域の医療支援という立場で予算提案を申し上げているわけでございまして、ぜひともご理解、このたびの提案理由の中での説明でご理解をいただきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（梅澤雅廣君）　大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君）　これ副市長、私はあなたに答弁を求めて、お願いしたわけではないけれども、あなたが担当なので、あなたが立って、言ったのだと思うのですが、大事なことなのです。私も近藤さんも、この件について反対なんて何にも言っていない。それほど大事なことであるから、ちょっと待ってくれと、これは私がこうだという筆頭理事は市長でしょう。市長がこれ説明しなければならぬわけです。だから、どうなのだということを聞いただけ。それから、出てきて、副市長たる者が、部長がご答弁なさったなんていう話をやっているようでは、それはだめだって、そんなものは。あなたが大将なのです。ちゃんとしためり張りを我々議会につけてください。そんな付和雷同したような姿勢にしないで。あとのことは、私一般質問でまたゆっくりやります。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君）　村川四郎君。

○28番（村川四郎君）　この件は、私、昨年の９月議会で質問しました。去年の８月でこれ切れるから、当然合併前の３町村、３町村長は合併後もこれは佐渡市に引き継ぎ事項というふうに考えていたけれども、結局あのときの答弁は継続は認められないというところで、たしかそこにおられる大竹助役が厚生連病院との間で話がついているという答弁をしたはずです。そのときの返事では、厚生連が全部持つというふうに言ったはずなのですけれども、なぜ２分の１にしたのかというところの経緯をもう少し詳しく教えてください。

○議長（梅澤雅廣君）　大竹副市長。

○副市長（大竹幸一君）　お答えを申し上げます。

今村川議員がご指摘のとおり、当時私そのように申し上げました。あれは、当時今の厚生連の病院長が

同じ厚生連同士で何とか企業努力でというお話を私どももともしていただいておりました。しかし、具体的には医療法の改正が目まぐるしくございまして、診療報酬の引き下げが非常に響きました。そういった中で、4,000万を超える場合にそのうちの2,000万という当時の約束事もこちらの方ではあったわけでございますけれども、そういうことでいろいろと厚生連の方も努力はなさいましたけれども、結論的にはこれを超えるような赤字が出たわけで、何とか支援願えないかという再三の要請に基づいて、南部地域の地域医療を守る観点から、いわゆる全額は持てませんけれども、そのうちの2分の1ということで、予算補助の方でお願いをするというところにお願いをしようということでございますので、どうかこの点についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（梅澤雅廣君）　村川四郎君。

○28番（村川四郎君）　あのときも私は申したのですけれども、ご存じのように相川病院、両津病院、両市民病院には毎年8億近い予算を投入しているわけです。南部地域の住民も当然合併して医療の恩恵は同じように受けるべきだと、だから厚生連羽茂病院の赤字補てんは3町村がやってきたものを当然継続すべきだと言いましたけれども、今回このように半額という形で二千何百万ですか、これことし限りで、自治体病院は、特に地方の自治体病院というのは100％赤字なのです。では、来年はどういう形でこれを対応するのですか。

○議長（梅澤雅廣君）　大竹副市長。

○副市長（大竹幸一君）　お答えを申し上げます。

現在厚生連がそれぞれ医師を充足しながら病院経営努力されているわけでございまして、私ども同じ南部も国仲もないわけですが、厚生連が今それぞれの努力中でございますので、その先について今私がコメントできる立場にはないわけでございます。

○議長（梅澤雅廣君）　村川四郎君。

○28番（村川四郎君）　おかげさまで厚生連羽茂病院は、昨年の12月に外科の先生が6年勤めて三重県の方に、2年契約で来られて、6年おっていただいた。非常にいい先生、頑張っておられて、もう少し赤字は減るという予測はあったのです。その後、診療報酬等々のあれでこれだけ赤字が出たのですけれども、この5月からはまたすばらしい外科の先生に来ていただきました。だから、先ほどのような99号議案のようなケースがあっても、いち早く外科のドクターの判断で的確な診療ができるものと思いますけれども、実はこれ平成13年の前例としては、16年、17年と羽茂病院は赤字を出していません。だから、佐渡市は補てんをしていないですけれども、前例としては、言っておきますけれども、4,000万でなくて、全額、4,300万ほどの補てんを平成13年、3町村でしているのです。そのぐらいに南部の町村はこの病院を頼りにしていますので、このことに関しては厚生の委員会で私まだどんどんはっきりと言わせていただきますけれども、同じ形にしなければだめです。それだけです。

○議長（梅澤雅廣君）　竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君）　8月でこのことが切れると、そして南部の医療は守れないとちゃんと出たでしょう、この議題を。だから、あの取り決めを、覚書をもう一回継続しなければだめだというのに、しなくてもいいとやめたのではないの、あなた方。結果的にこうやって出しておるのではないか。南部の医療を守るためにも、あの覚書は続けなければいけないという提案されたでしょう。それをあなた方がやめたのでしょ

う。結果的に出しておるではないか、困れば。職務怠慢も甚だしい。人のこともちっとも聞かないで、結果的にはなくなったら必ず出すのではないか、こうやって。南部の医療を守るためにも、今までどおりこんなのは継続せねばならぬとちゃんとこれ本会議でやったでしょうが。そのときあなたこれやらなかったのでしょう。そしたら、お金が足りなくなったら、こうやって出すのか。どんな名目で出すの、今度は。だから、あの覚書はちゃんと継続していかなければならぬことだったのでしょう。それを軽々と簡単なつもりで、何とかなるだろうなんて思って、結局は相手が困れば出すのではないか、こうやって。職務怠慢も甚だしいよ、やっておることが。あなた方は、いつもこのやり方だ。場当たり主義で、何とかなるだろう。土壇場に行けば大騒ぎだ。そして、泣きついて、何でも賛成団でも何か頼めばみんな通ると思っている。あなたのやっていることがでたらめだということを反省しなさいよ。答弁しなさい。この後も同じこと言えるのだよ、あなた。南部医療、南部医療と言っておるが、南部の医療を守るためには必ずこの担保をとらなければ、厚生連は本当に面倒を見るか見ないかわからないよ。担保さえきちっと取り決めておけば、必ず面倒見るのだ。だから、担保が要るというのをやらなかった。だれがこの責任とるのだ、こんなでたらめばかりやって。

○議長（梅澤雅廣君）　答弁を許します。

大竹副市長。

○副市長（大竹幸一君）　お答えを申し上げます。

先ほども答弁お答えした中にも申し上げましたが、厚生連の方でも最善努力をされるという私どもへの言質もございまして、そしてまた時既に８月１日付で切れておったという事実はもうありまして、結果してそれは更新はされないということになっているわけでございまして、しかしながらいろいろな医療の重要性にかんがみて、それぞれ予算措置でお願いをするわけでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君）　竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君）　だから、軽率だったということを認めなさいと私言っておるのだよ、ちゃんと。あのときちっとこんなことしておけば、こんなことにならないのだ。これから先もそうだ。南部の医療を守るのなら厚生連に面倒を見てもらわねばならぬ。それには担保するものが必要なのだと言っておるでしょう。何を言っておるの。言いわけなんかするのではないよ。軽率でした。今後このようなことのないようにきちっとした担保とりますと言うのが当たり前のことでしょう。もう一回答弁しなさい。

○議長（梅澤雅廣君）　大竹副市長。

○副市長（大竹幸一君）　竹内議員にお答えを申し上げたいわけですが、今私どもは島内全体の地域医療、つまり公的病院、市立、公立病院のあり方全体論議をいたしておりまして、羽茂病院も含めて私ども今議論中でございますので、その結果によって、全体の地域医療が守れるような今議論を尽くしているわけでございますので、どうかご理解いただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君）　竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君）　全然ご理解なんかできないよ。決まったら、この担保外せばいいのだよ。それまでの間、担保しておかねばならぬでしょうというの。困ったら金出すのでしょう、結局。出さないなら別だよ。結果的に出すのでしょう。南部医療の枠、佐渡全体の医療枠が決まったら、この担保を外せばいいの

だ。それまでの間は担保しておかなければ、どこから金出すの。あなたの気分だろう。市長の気分で、困ったと泣きついたから、では半分見てやるかと、こんな話でしょう。どこに裏づけ、根拠あるの。前のには根拠あるのだよ、ちゃんと。赤字が出た場合は補てんしますという約束書があるのだ、覚書が。その担保をしなかったために、こういうことが出てきておるのだ。だから、今この指摘をされておるのだ、議会から。どこの根拠に2,000万出すのだと。どこに根拠があると言われておるのだよ。あのときにこのことを真摯に受けとめて、あなた方が覚書をもう一回やっておれば、こんな事態にならないのだよ。それから、これから言っておることもそうだ。佐渡医療がきちっと決まってから、この覚書を外せばいいのだよ。それまでの間、担保するものが必要だろうと。来年またこんなことが起きたら、また同じことをやるの。私このことを言っておるのだよ。しっかりせねばだめだよ。軽々でしたということをちゃんと認めなければだめだ。何言いわけばかりしておるの。もう一回答弁しなさい。

○議長（梅澤雅廣君）　大竹副市長。

○副市長（大竹幸一君）　今お話がございますけれども、あくまでも公立病院と公的病院、今南部を守っている公的病院の羽茂病院への支援でございますから、これはかつての覚書の継続というものにはならない、なじまないわけでして、したがいましてその後の事情の変更によって、今予算補助をお願いしているわけでございます。また、全体の地域医療の全体については今議論中でございますので、どうかその辺でご理解をいただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君）　猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君）　これは、事実上、今ほど議論があったように、ＪＡの病院にやるということなのですが、これが本当に赤字かどうかというのはどこでチェックしたのですか。監査に入っているのですか。その辺はどうなのですか。

○議長（梅澤雅廣君）　答弁を許します。

末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君）　決算の資料をいただいております。

○議長（梅澤雅廣君）　猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君）　決算の資料だけでは、監査はしていないの、監査は。というのは、私が聞いておる範囲では、佐渡の厚生連の病院は黒字だという。その黒字の金を新潟へ赤字のところで補てんしているという。佐渡の金井の病院が黒字であれば、そこと合わせた格好の中で考えてもらえばいいのではないですか。あなた、何か病院の運営委員に入っているとか言っておるけれども、大体福祉保健部長が病院の運営委員に入っていること自体、私は問題だと思うのだけれども、監査も入ることができない、運営委員だけに入っておる、お金が足りなければ出す、私最初からこれおかしいなと思っているのだけれども、決算の資料をもらっただけで、この2,000万円というのを出すというのはおかしいのではないですか。監査もしないで。例えば金井の病院が黒字だった場合、その黒字の方から補てんしてもらうという考え方はできないのですか。

○議長（梅澤雅廣君）　末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君）　お答えいたします。

監査、それは私ども権限ございませんで、できる立場にはございません。運営委員のお話がございまし

たが、佐渡、ＪＡ厚生連さんの三つある病院全体の運営審議委員協議会でしょうか、あるのでございますが、そこはそちらの要綱で行政関係者が入っていただきたいというような要綱があります。それで、決裁いただいて、私が委員になっておるということでございます。

それから、今回の額につきましては、現段階では予算でございますので、見積もりでございます。この後事務的なあれをしまして、そういう証書、資料をチェックしまして、それに合った２分の１という額を支援していただきたいということでございます。

○議長（梅澤雅廣君）　猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君）　そうすると、結果的には監査にも入れない、ＪＡの厚生連の病院が言うなりに何か出さざるを得ないというシステムのように聞こえるのですが、私のような今のような理解で、３回目ですけれども、いいのですか。

○議長（梅澤雅廣君）　末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君）　お答えします。

今、額についてでしょうか。

〔「考え方として」と呼ぶ者あり〕

○福祉保健部長（末武正義君）　額については、そういう証拠書をチェックして、確定して、支援していきたいということでございます。

○議長（梅澤雅廣君）　金光君。

○36番（金光英晴君）　ちょっと外れるのですが、４ページ、13ページでもいいのですが、債務負担行為補正が載っております。当然指定管理者の部分でありますけれども、この施設、七つ載っておりますけれども、これが指定管理者制度に移行するときに、３年間は変わらないのだというふうな部分だったように記憶しておるのですけれども、どうして１年目でこのようにして増額されるのか。それが当然13ページの温泉管理運営費のところで724万円計上されておるのですけれども、これがあるから、歯どめかけたのですよという約束でスタートしているのですよね。これが１年たって、いけしゃあしゃあとこういう形で出てくる。とんでもない話ではないですか。これはどうしてこうなったのか、お尋ねするのが１点。

あと、13ページのその上、老人福祉施設管理運営費の部分が６月補正で上がってきておりますけれども、これはどこの分なのか、教えていただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君）　末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君）　お答えいたします。

まず、指定管理の関係でございますが、温泉、健康保養センター関係は２年の指定管理期間になってございます。協定書の中でございますが、に指定管理中に賃金水準または物価水準の変動があった場合、協議して、変更できるという契約になってございます。それに基づきまして、指定管理料の今回変更をさせていただきたいというものでございます。

それから、２点目でございますが、この老人福祉施設管理運営費につきましては、西三川デイサービスセンターのものでございます。

社会変動につきましては、油等の燃料でございます。

○議長（梅澤雅廣君）　金光君。

○36番（金光英晴君）　それではやっぱりおかしいのです。それでは、官でやっているのと変わりないではないですか。この部分が、温泉の部分です。温泉といいますか、指定管理の部分で言っているのですけれども、通してしまったから、これ次どんどん、どんどんこうやって追い金を打ってもいいということではないはずなのです。それをしないということだったのですよね。それはそれで、今度委員会でもありますし、それから私も一般質問でこの部分さわっておりますので、ひとつそちらの方でもう一回やらせていただきますけれども、西三川のデイサービスはあらかじめ９月１日がオープンするというのが決まっていたわけですね。これ当然当初予算で上げておくべき部分ではなかったのですか。

○議長（梅澤雅廣君）　末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君）　お答えいたします。

デイサービスセンター条例の提案を先ほどしたわけでございますが、その変更と条例の一部改正と予算のあれが間に合わなかったという事情もございまして、９月１日から本年度残りの月数だけをこの６月に予算措置をしていただければということでございます。

○議長（梅澤雅廣君）　答弁漏れ。

○福祉保健部長（末武正義君）　お答えいたします。

デイサービス事業そのものは、県にも事業認可をいただかなければいけないという期間ございまして、それと先ほど言いました条例とこの期間がうまくマッチしなかったということで、当初予算に盛りたかったのですけれども、盛れなかったということでございます。

○議長（梅澤雅廣君）　金光英晴君。

○36番（金光英晴君）　では、認可がとれてから予算措置するのですか。そうではないでしょう。あらかじめ計画して、９月１日の部分は昨年から、これ工事出したときからそういう予定だったではないですか。そんなことで通用するわけないでしょう。きちっとやるべきことはやってくださいよ。自分たちが怠慢で、忘れていたのでしょう、これ。怠慢ではないですか。きちっと仕事してくださいよ。

○議長（梅澤雅廣君）　末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君）　お答えいたします。

工事につきましても、あの地が埋蔵文化財関係もございまして、その調査をやらなければいけないというようなこともございまして、完成の時期が遅れたということも今回補正予算していただく大きな原因でもございます。

○議長（梅澤雅廣君）　大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君）　金光君が今さわっておる債務負担行為のことでありますが、変更という表の中で上から２番目、佐和田大佐渡交流活性化センター運営費委託料……

○議長（梅澤雅廣君）　大澤君、発言中ですが、本補正予算案についての質疑は一度やっておりますので、ひとつお控えいただきたいと思います。

○54番（大澤祐治郎君）　いやいや、これ変更というのはやっていないでしょう。

○議長（梅澤雅廣君）　いやいや、案件に対する……

○54番（大澤祐治郎君）　そうすると、議長、お伺いしますが、職員の方から瑕疵でも間違いでもうそでも出てきておったら、いずれ我々は聞く機会もないということですよ、あなたが言っておること。

○議長（梅澤雅廣君）　それは、あなたもご存じのように、１案件について３回の質問は認めると、それ以上はということになっていますから、質疑をされるときにそのことを十分ご承知の上で、含んで質疑をしてもらわないと。

○54番（大澤祐治郎君）　いやいや、私は承知の上で言っておりますよ。

○議長（梅澤雅廣君）　それならば、お控えください。

○54番（大澤祐治郎君）　債務負担行為について、私は一遍も質問しておりません。

○議長（梅澤雅廣君）　104号について、しております。どうぞお座りください。

加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君）　ちょっとここで確認をしておかなければならぬので、聞いておきますが、14ページ、15ページの羽茂病院補助事業の関係でございますが、末武部長はこういう答弁をしたのですが、そういうふうに受けとめていいのかどうか、念を押すのでございます。これは予算でございまして、この後赤字か、黒字ということはないのですが、赤字の状態を把握した上でと、こういう答弁でございますが、そうするとこの金額が出るということではないと、最高でここまでだと、場合によるとこれよりは下がるのだという意味の答弁になるわけですが、それでよろしゅうございますか。

○議長（梅澤雅廣君）　末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君）　そのとおりでございます。

○議長（梅澤雅廣君）　加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君）　今確認をさせていただきましたが、つまり羽茂病院の補助金については2,282万3,000円、その金額が補助されるというものではないと。結果を見なければならぬ。これよりは頭は出さないが、下回ることがあり得ると、こういうふうに理解をするのですが、そうすると問題はこれの計算の根拠と、一定のものが出なければ、２分の１という、おおむね２分の１を補助しましょうと、こういう話をしたのですから、そうすれば答えが出てからでいいのではないかと思うのですが、答えはいつ出てくるのですか。

○議長（梅澤雅廣君）　末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君）　お答えいたします。

今回の数字につきましては、速報値の数字を資料でいただきまして、その数値で計算してございますが、いつと言われるのは、ちょっと確認していないのですが、６月にＪＡ新潟厚生連の決算と聞いています。決算が決まれば、決算総会があると聞いていますので、その席で数字は決まるものと思います。

○議長（梅澤雅廣君）　加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君）　３回目でございますが、ピントか方向がちょっとずれてきたですね。あくまでも単独３町村、南部３町村がこの病院を維持しておったときに佐渡病院との間に交わしておった約束事があって、赤字が出たときにはこれこれと、こういうことになっておったのだものね。ところが、今の話だと、新潟厚生連も、佐渡病院も新潟厚生連の佐渡病院でございますけれども、その決算が出てからどうこうということになるのですか。そうすると、一体今度の補助金というのは、おれは覚書が失効してしまっておるから、だからまさに出てきた赤字について双方が話し合って、覚書は効力を失っておるけれども、ひとつ赤字については面倒見てくれという話があって、双方話し合った結果、今私が申し上げた予算上の

2,282万3,000円というのが向こうへやられると、こういうふうに理解しておるけれども、今の末武部長の話だと、これから新潟厚生連の決算を見て、そして赤字か黒字か出すということではなくて、そもそも羽茂病院がどうなのだということで出す答えではないのですか。そうすれば、補助金と言いながら、額が確定しない補助金というようなものがあるのでしょうか、これ。あなたの話を、何で私がこういうことを聞いておるかというと、連結決算でやれば、また話は別なのです。佐渡厚生連の病院の全部の決算というものをつないで出すというと、これまた話はかなり大きくなって、これその例でやるということになると、これは一つの既成事実をつくってしまうという危険性があるのです。だから、私が聞いておるのです。それで、どうなのでしょう。その辺のところをもうちょっと明確に、この補助金の内容を明確にしてほしい。話し合いの内容を明確にしてほしい。こういうことでお尋ねをしておる。

○議長（梅澤雅廣君）　末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君）　お答えいたします。

ＪＡ新潟厚生連さんは、各病院連結決算になっていないそうでございます。それぞれの病院で決算をくくるという仕組みになっておるそうでございます。それで、羽茂病院の決算資料というものがその病院、羽茂病院だけのわかる資料がございます。その数字をもってということでございますが、それからもう一つ、前回の覚書についての３旧市町村との相手方はやはりＪＲ厚生連の代表理事長さんと結んでおるという経緯がございまして、そういうことを協議しまして、今回の支援金、補助金につきましても、この後事務手続上は新潟厚生連の代表、現在組織ちょっと変わっていますが、理事長さんと申請書等書類を交換しながらやっていきたいと思っております。

○議長（梅澤雅廣君）　臼杵克身君。

○５番（臼杵克身君）　先ほど猪股議員の質疑の中で監査ができるかというようなことに対して、監査ができないという部長の説明だったように思いますが、このことに関して監査委員事務局にお伺いします。

財政支援団体に対する監査は、その範囲内であればできると思いますが、いかがですか。

○議長（梅澤雅廣君）　菊地事務局長。

○選管・監査事務局長（菊地賢一君）　お答えいたします。

地方自治法199条の第７項によりまして、補助団体の監査につきましては、監査委員が必要と認めた場合、または長の請求があった場合には監査をすることができます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君）　中村剛一君。

○４番（中村剛一君）　羽茂病院のことで皆さんが大変激論を交わされておりまして、皆さんが大事に思ってくださるということは地元の議員として大変ありがたいことだと思っています。

そこで、部長にちょっとお聞かせ願いたいのですけれども、羽茂病院の赤字になった原因は、もともと先ほど言いましたように療養型病床群に対する診療報酬の変更があって、これで約半額になった結果、これ生じた赤字なのですよね。もともと羽茂病院は、先ほど村川さんがおっしゃいましたように、赤字はこの２年間出しておりません。しかも、4,500万程度の赤字というのは診療報酬の適用のあった６月から11月末までの、12月から今度一般病棟に変更したために、赤字はもう既に解消されているのです。そういう意味では、そういうことは部長に話を羽茂病院の方からもしてあると思うのですけれども、それは部長は承

知をしておられたのですか。
○議長（梅澤雅廣君）　末武部長。
○福祉保健部長（末武正義君）　お答えいたします。
　中村議員おっしゃるとおり、４床あったわけでございますが、それを全部一般病床にして、報酬を上げるべく努力してきた経緯は聞いております。
○議長（梅澤雅廣君）　中村君。
○４番（中村剛一君）　そのとおりでございまして、それ以降は毎月の決算でも赤字を今現在出しておりません。そういう意味では、皆さん方がご心配してくださる、今後医療法の改正なり、状況の変化があれば、このことが赤字が絶対出ないと言い切ることはできませんから、そういう意味では今後とも佐渡市の方からは地域医療の問題についてご理解いただきたいことはあるのですが、私ども地域、羽茂病院を抱える旧３市町村の住民もできるだけ赤字を出さないように羽茂病院を盛り立てていこうという機運が今起きておりまして、そのことで一生懸命頑張っているところでございます。今回の部分については、皆さん議員の方がおっしゃるように、覚書から見れば、副市長がおっしゃるようなことであったにもかかわらず、私どもの方は今回何としてもこの不足分をうまく解決をして、次のステップにつなげていきたいというふうに考えていたものですから、内容的には感謝をしている内容なのです。それで、今後とも佐渡市の方からは、私どもも南部の３市町村で羽茂病院の方の管理運営等について一生懸命努力してまいりますので、今後以降も佐渡南部の医療についてよろしくお願いをしたいと思います。もちろん覚書の点は、私どもも最初は覚書は５年契約で、合併以前からあったものが昨年の８月に切れているわけですから、そういう意味では当然覚書はさらに延長してやるべきだというふうにお願いをした経過はございますが、結果として現在こうなっている点については残念としか言いようはないですけれども、今の点では羽茂病院も頑張っているということをつけ加えまして、私の質疑終わります。
○議長（梅澤雅廣君）　祝優雄君。
○48番（祝　優雄君）　特別にこの問題、今の羽茂病院のことですけれども、問題を私は感じているわけではないのです。必要あれば出せばいいと思うのですが、非常に聞いていて聞きにくい。言っていることと地元の要望と非常にバランスがとれていないのです。
　そこで、基本的なことをお尋ねします。これは、何に基づいてあなた方は厚生連病院にこの補助を出すのですか。
○議長（梅澤雅廣君）　答弁を許します。
　大竹副市長。
○副市長（大竹幸一君）　お答えを申し上げます。
　今根拠のお尋ねでございますが、いわゆる根拠は予算によって助成をさせていただきたいということで、予算説明の中で南部地域の医療体制を支援する助成金ということで予算補助を、予算助成をお願いしたいというものでございます。
○議長（梅澤雅廣君）　祝優雄君。
○48番（祝　優雄君）　この基本は、我々やはり議会と皆さん方行政ですから、基本は何なのか。法律があって、地方公務員法があって、条例があるわけです。その地方公務員法の何条であなた方はそれを対応し

ているのと聞いているの、私。やはり基本的なところをしっかりわかってくれないと、今のようなやりとりになるのです。市長が公益性があると認めて、出すのでしょう。これは、地方自治法の232条なのだ。だから、そのところをしっかりとらえて議論すれば、間違ったところへいかない。その基本のところをどうもふわっと忘れかけて、ここの建前でやるから、こんなことになるのです。しっかり基本を見定めて、議論をしてください。

以上。

○議長（梅澤雅廣君）　ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　議案第104号についての質疑を終結いたします。

議案第105号　平成19年度佐渡市病院事業会計補正予算（第１号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　質疑なしと認めます。

議案第105号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第84号から議案第105号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託をします。

日程第６　請願第１０号から請願第１３号

○議長（梅澤雅廣君）　日程第６、請願の委員会付託を行います。

本定例会における請願第10号から請願第13号までは、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（梅澤雅廣君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、明後日14日木曜日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

午後　３時４５分　散会